

第 3 章 全 体 構 想



1. 土地利用方針

(1) 土地利用の基本方針

都市づくりのテーマである「秩父固有の歴史と文化、自然に包まれて、安全で心地よい暮らしと訪れる喜びを実感できる、魅力あふれるまちづくり」と、4つの基本目標に示した都市づくりの実現に向け、土地利用の基本方針を以下のように示します。

なお、本市においては、人口動向や産業の業況は概ね減少傾向であり、今後市街地が急激に拡大するとは予測されないことから、区域区分を定めない「非線引き都市計画区域」を原則としつつ、「コンパクト+ネットワーク」社会の形成に向けた土地利用を基本方針とします。

<用途地域・用途地域外（一部）（市街地ゾーン）>

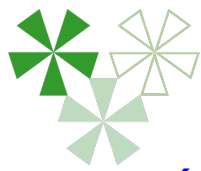
- 人口減少を見据えたコンパクトシティの形成、東京都心からの郊外部への業務機能や居住機能の分散化の進展を見据え、中心拠点へ機能集約を進めるとともに、中心拠点周辺の適切な広がり（空間）において、利便性、快適性を備えた居住空間の形成を進めます。
- 土地利用の形成に際しては、市の経済と雇用を支える商業・業務地や産業地、市民の快適な暮らしを支える住宅地、歴史文化資源を活かした観光地などについて、地域の特性を踏まえ適正に配置します。
- 土地利用の誘導に際しては、都市計画法に基づく制度を土地利用方針に応じて適切に適用し、計画的に進めます。

<用途地域外（準市街地ゾーン、田園集落ゾーン）>

- 市街地の拡散を防止するため、無秩序な開発の抑制を基本とします。
- 市街地に準じた区域（準市街地ゾーン）では、区域内の特性を踏まえつつ、日常の暮らしを支える拠点や居住環境の形成を進めます。
- 集落地では、現在の集落環境の維持・保全を基本に、定住・移住、二地域居住などの多様な暮らし方を支える環境形成を進めます。
- 農地や水辺、まとまりのある緑など自然が広がる区域では、各種法令に基づき保全を図るとともに、市の魅力を高める資源として活用します。

<都市計画区域外（田園集落ゾーン、森林・自然ゾーン）>

- 森林や水辺で構成される区域は、首都圏の水源地としての役割や国土保全の観点、さらには市域の自然環境、自然景観を形づくる重要な構成要素として、その保全に取り組みます。
- 集落地では、コミュニティの維持を図るとともに、土砂災害等の危険区域から拠点への居住、都市機能の集約を図るなど、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みを進めます。



(2) 土地利用区分別の方針

「(1) 土地利用の基本方針」をベースに、将来都市構造で示した土地利用ゾーンを勘案した具体的な土地利用方針を利用区分別に示します。

① 拠点機能誘導地

<中心拠点>

- 西武秩父駅、御花畑駅、秩父駅周辺では、秩父圏域を支える中心拠点として、地域経済や雇用、さらには市民の日常の生活や活動を支える、多様な機能を兼ね備えたコンパクトな市街地の形成に向け、商業・業務機能、公共・公益機能、医療・福祉機能などの立地集積を誘導します。
- 区域内に多くみられる空き家、空き店舗については、土地・建物の権利関係の整序も視野に、再生、有効利用などを促します。
- 住宅が立地する区域では、利便性を生かした住宅地の形成に向け、道路環境の改善やオープンスペースの確保と併せ、土地の効率的な利用を促します。

<地域拠点>

- 吉田総合支所周辺、荒川総合支所周辺では、地域における暮らしの利便を支える拠点を形成するため、地域の行政サービスや教育・文化、保健・福祉、地域コミュニティ活動などに関わる施設のほか、日常の生活を支える身近な商業施設の立地集積を図ります。
- 大滝総合支所周辺では、地域における暮らしの利便を支える拠点（小さな拠点）を形成するため、地域の行政サービスや身近な商業施設の立地誘導に努めます。

<地区拠点>

- 影森駅・影森出張所周辺では、周辺住民の利便性を高めるため、行政サービス施設のほか、身近な商業施設などの立地を誘導します。
- 原谷、尾田蒔、久那、高篠、大田の各公民館の周辺では、周辺住民の日常の生活を支えるため、公民館・出張所・小学校などを中心に、身近な公共機能や商業機能の集積を図ります。

<交流拠点>

- 西武秩父駅、御花畑駅、秩父駅周辺では、市域を代表する交流拠点にふさわしい空間を形成するため、地域固有の歴史文化に関わる資源を保全するとともに、地域資源を生かした観光・レクリエーションや来訪者へのおもてなしの提供、地域情報の発信など多様なサービスの充実に取り組みます。
- 市内4箇所の道の駅をはじめとする各交流拠点の周辺では、来訪者が秩父の文化に触れ、楽しんだり、憩い安らぐことのできる空間として、周辺環境の保全と各地区にふさわしい機能の誘導に取り組みます。

②緑豊かな住宅地

- 住宅系の建築物の用途の定めがある地域においては、引き続き戸建て住宅を主体とした落ち着いたある良好な居住環境を維持、誘導するとともに、市街地ゾーンにおいて用途の定めがない地域（用途地域外）においては、良好な居住環境の形成を図るため、市街化の状況を踏まえつつ用途地域の指定と都市基盤施設の確保を検討します。
- 準市街地ゾーンにおいては、落ち着いたある良好な居住環境の形成を図るため、快適な暮らしを支える生活基盤を確保するとともに、土地利用を適切に誘導します。

③一般住宅地（中低層住宅地）

- 第一種住居地域、第二種住居地域では、一定規模の集合住宅や店舗などの土地利用が相互に調和した、多様な暮らし方に対応できる居住環境を維持、誘導します。

④沿道利用地

- 近隣商業地域や準工業地域などが指定された幹線道路の沿道地においては、後背の住宅地との調和に配慮しつつ、道路沿道の利便を生かした商業や産業・業務機能を有する土地利用を誘導します。
- 大野原地区の国道140号沿道においては、後背の土地利用との調和に配慮しつつ、道路沿道の特性を生かした土地利用を誘導します。

⑤住工共存地

- 準工業地域が指定された工業地のうち、住宅や商業施設などの混在がみられる地区では、立地する工場などの事業環境と調和した市街地の形成を基本に、地区の状況に応じた土地利用を誘導します。

⑥工業・流通業務地

- 市の経済や雇用を支える工業・流通業務地については、既存の工業・流通機能の維持、向上を図るとともに、周辺環境と調和した土地利用を誘導します。

⑦集落地

- 集落地においては、既存生活コミュニティを支援しつつ拠点に都市機能の集約化を図るなど、コンパクトな拠点づくりへの取り組みを進めます。また、災害リスクの高いエリアにおいては、拠点周辺など安全なエリアへの居住機能の誘導に取り組みます。

⑧農地

- 農用地区域などの優良農地については、ほ場や農道、用排水路などの農業生産基盤の適切な維持・更新などに取り組みます。
- 遊休農地については、関係部局と連携し、農地の集約化や新規就農者の支援などに取り組みます。



- 農地の保全と利活用を促進するため、観光産業と連携した農業の6次産業化や農産物直売所の充実、農産物のブランド化などを通じた農業振興に取り組みます。

⑨森林

- 山間地や丘陵地の森林は、水源の^{かんよう}涵養、土壌の保全、地球温暖化の抑制、生物多様性の確保、観光・レクリエーションの場、木材の生産など、多面的な機能を維持するため、適切な維持・保全に取り組みます。
- 林業の振興と健全な森林の育成を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税やカーボンオフセットなどのしくみの活用も視野に、森林の適正な管理や林道をはじめとする林業基盤の維持・整備に取り組みます。また、関係部局と連携のもとで林地の集約化や就林希望者への支援などに取り組みます。
- 良好な自然環境を保全・活用するため、自然公園法などの各種法令に基づく土地利用制限を適切に運用するとともに、登山やキャンプ場など豊かな自然を生かした自然とふれあう場としての活用に取り組みます。

⑩河川・水面

- 荒川をはじめとする河川周辺や、浦山ダム（秩父さくら湖）、滝沢ダム（奥秩父もみじ湖）、二瀬ダム（秩父湖）、合角ダム（西秩父桃湖）などのダム湖は、沿岸域の森林などと一体的に、豊かな自然環境を保全します。
- 水とのふれあいの場、生物多様性にも配慮した環境を形成するため、治水・利水など水辺が担うべき機能を優先しつつ、親水空間としての整備・活用や多自然型工法による環境整備などに取り組みます。

⑪土地利用検討ゾーン

- 旧秩父セメント第一工場跡地、県立秩父東高校跡地、秩父市公設卸売市場及び秩父駅東側周辺などの大規模敷地の跡地では、将来都市像の実現を見据えた土地利用のあり方について検討するとともに、その土地利用の実現に向けて、必要となる基盤の再整備と、都市計画の見直しや導入を検討します。

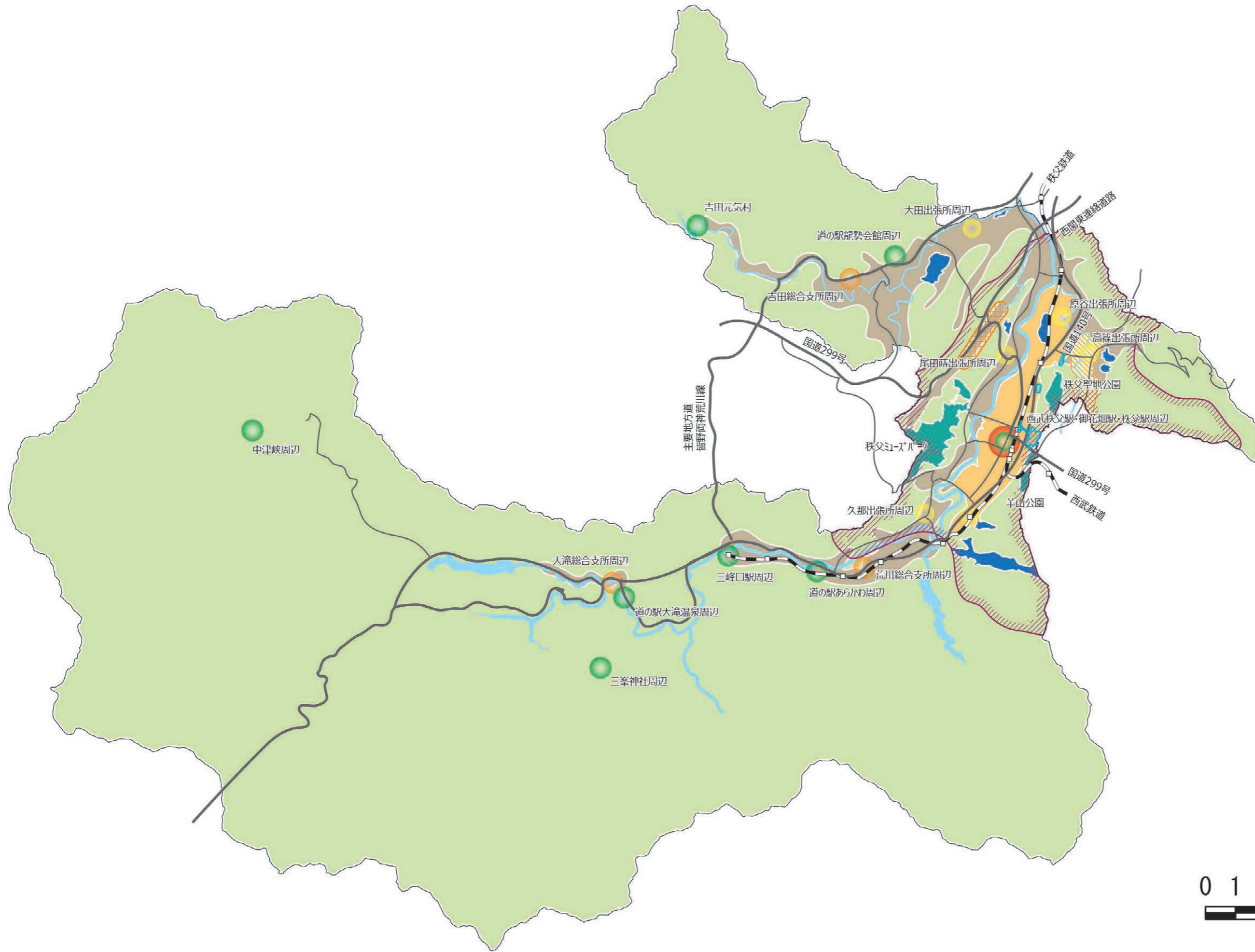
⑫土地利用調整ゾーン

- 西関東連絡道路の整備により、周辺開発が予測される上蒔田交差点付近については、生産機能の国内回帰などの環境変化も考慮しつつ、周辺の自然や集落環境との調和の観点から、土地利用誘導の方向性を検討します。

⑬大規模公園

- 羊山公園、秩父ミュージックパーク、秩父聖地公園については、市民や来訪者の交流の場、レクリエーションの場、スポーツやイベント会場などとしての機能の充実に向けて、適切な維持管理とともに、開設が進まない未供用エリアなどを対象とした計画区域の見直しに取り組みます。
- 四季を通じて散策を楽しむ場、自然とのふれあいの場など、それぞれの公園の特性を生かしつつ、市民や来訪者が楽しめる、利用者にとって魅力的な公園施設としていくため、指定管理者制度や民間活力の導入による運営を促進します。

<土地利用方針図>



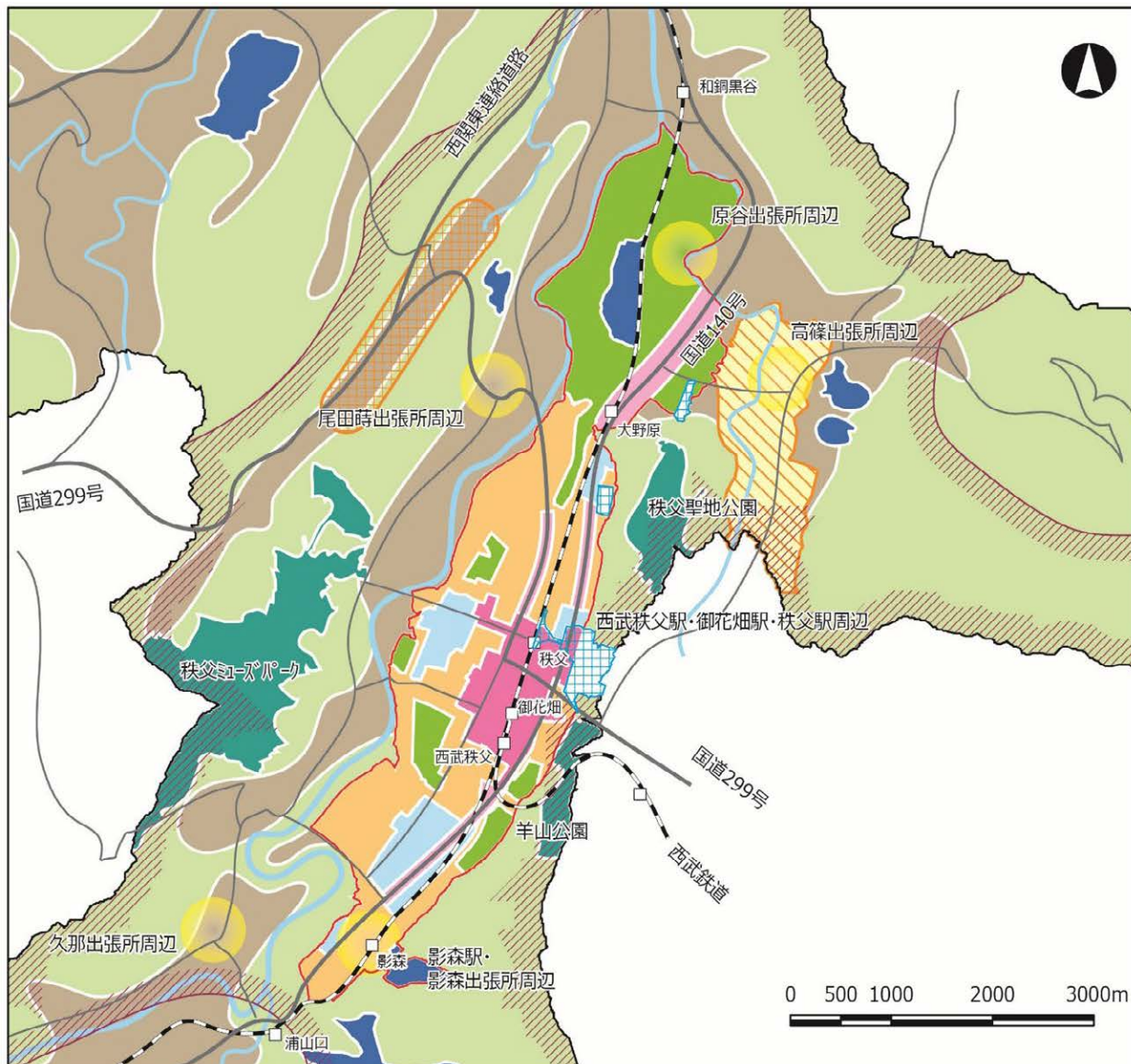
凡例

- ①市街地ゾーン
 - 拠点機能誘導地(中心拠点)
 - 拠点機能誘導地(地区拠点)
 - 拠点機能誘導地(交流拠点)
- ②準市街地ゾーン
 - 拠点機能誘導地(地区拠点)
 - 緑豊かな住宅地
 - 沿道利用地
- ③産業ゾーン
 - 工業・流通業務地
- ④土地利用検討ゾーン
 -
- ⑤土地利用調整ゾーン
 -
- ⑥田園集落ゾーン・⑦森林・自然ゾーン
 - 拠点機能誘導地(地域拠点)
 - 拠点機能誘導地(地区拠点)
 - 拠点機能誘導地(交流拠点)
 - 集落地・農地
 - 森林
 - 河川・水面
- ⑧大規模公園
 -

■ 都市計画区域
 — 広域連携軸(道路系)
 ■ 広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
 — 地域連携軸



<土地利用方針図（都市計画区域周辺_拡大図）>



凡 例		
①市街地ゾーン	③産業ゾーン	⑧大規模公園
<ul style="list-style-type: none"> ■ 拠点機能誘導地(中心拠点・交流拠点) ● 拠点機能誘導地(地区拠点) ■ 沿道利用地 ■ 緑豊かな住宅地 ■ 一般住宅地 ■ 住工共存地 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工業・流通業務地 ④土地利用検討ゾーン ⑤土地利用調整ゾーン ⑥田園集落ゾーン・⑦森林・自然ゾーン ● 拠点機能誘導地(地域拠点) ● 拠点機能誘導地(地区拠点) ● 拠点機能誘導地(交流拠点) ■ 集落地・農地 ■ 森林 ■ 河川・水面 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画区域 — 広域連携軸(道路系) — 広域連携軸(軌道系)・鉄道駅 — 地域連携軸
②準市街地ゾーン		
<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点機能誘導地(地区拠点) ■ 緑豊かな住宅地 		

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料



2. 都市施設等の整備方針

(1) 都市施設等の整備の基本方針

1) 基本方針

本市には県土の約1/4の面積を有する秩父圏域の中心市として、行政機関・商業施設など地域住民の生活を支える多くの都市機能が集積し、秩父鉄道と西武鉄道、また国道140号と299号が交差する交通結節点として古くから市街地が形成されてきました。

しかしながら、秩父圏域の人口は少子高齢化や隣接都市圏への流出などによって長く減少傾向にあり、今後この傾向は加速し施設需要も大きく減少するものと思われます。

このような状況下でも持続可能なまちを目指すため、移住の推進、観光など交流人口の拡大による需要の掘り起こしと、コンパクトなまちづくりによる都市運営の効率化を図ります。

また、施設整備にあたっては、国や県、民間も含めた施設の相互利用の可能性を検討するとともに、場合によっては合築を働きかけるなど、施設の有効活用に向けた調整を図ります。

2) 市が整備する都市施設等について

市が維持管理する学校教育施設や市営住宅などの公共施設、道路や上下水道などのインフラ施設については、秩父市公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持管理によって、長寿命化を図るとともに類似施設の統合や複合化などにより効率的な運営を図ります。

また、都市計画道路をはじめとする都市施設の整備など、今後の公共事業の実施にあつては、経営的視点に基づく相乗効果の高い戦略的な投資を優先するなど、費用対効果の最大化を図ります。

3) 広域的な視点から（秩父広域市町村圏組合などが）整備する都市施設について

上水道・消防のほか、ごみ処理、火葬場などは、秩父市・横瀬町・皆野町・小鹿野町・長瀬町の1市4町で構成する秩父広域市町村圏組合で運営しています。

秩父圏域においては、秩父市を含めて将来的な人口減少が予測されており、単独での運用が難しい事業においては広域化を検討するなど、より一層の費用^{ていげん}逡減に努めます。

4) 国・県等が整備する都市施設等について

本市には、埼玉県秩父地方庁舎のほか、保健所、高校など埼玉県や、税務署、裁判所、法務局、ハローワークなど国が整備する地域住民にとって不可欠な都市機能が多く集中しています。これらの施設について、引き続き市域に留まり機能の維持や更なる利便性の向上が図れるよう関係機関に働きかけます。

また、今後更なる地域間交流の活性化を図るため、国県道の整備について、より一層関係機関に働きかけます。

5) 民間が整備する都市施設について

ガス、電気、公共交通などの基礎的インフラや、また商業施設など民間の事業活動は、豊かな市民生活になくてはならないものです。これらの都市基盤が引き続き維持されるよう働きかけるとともに、経済活動が活性化するよう事業環境の確保に努めます。

6) 都市施設等の広域連携について

秩父圏域は人口密度が低く、面積も広大なため、隣接自治体の都市施設を相互に活用した方が効果的な場合も考えられます。定住自立圏として近隣自治体と都市施設や機能の相互利用を図れるよう引き続き検討します。



(2) 道路

1) 基本方針

道路は、都市の骨格形成、土地利用の誘導及び居住環境の形成など、都市整備の根幹を担うものであり、公共交通が脆弱な本市においては、市民生活において極めて重要な施設です。

そこで、道路整備においては、広域連携軸、地域連携軸、市街地軸や交流軸に区分し道路のもつ役割を明確化し、必要な新規路線の検討・整備や既存道路の改良・維持管理などを通じて、効果的かつ効率的な道路ネットワークを形成します。

また、増加する観光客や更なる高齢化の進展など、多様化する交通手段に対応するため、歩道空間の整備や道路のバリアフリー化、高齢ドライバーにも優しい道路整備などにより、誰もが安全に利用できる道路環境を構築していきます。

さらに、都市計画道路のうち、長期にわたり未着手となっている路線・区間や災害リスクが高い区域に計画された路線・区間については、社会情勢の変化、沿線のまちづくりの動向や将来の交通需要などを踏まえ、必要性の検証や計画の見直しを行います。

2) 整備方針

① 広域連携軸

- 秩父圏域及び近隣地域との連携を強化し、産業振興や地域間交流を促進するため、広域的な幹線道路の早期整備と適正な維持管理について関係機関と連携し要望します。
- 西関東連絡道路については、事業中である大滝トンネルの早期完成、皆野秩父バイパス延伸ルートの早期具体化と、中心市街地へのアクセス向上を図る「(仮称)長尾根トンネル」の早期整備を関係機関に働きかけます。
- 秩父圏域の環状ルートとして機能する、主要地方道皆野両神荒川線における未改良区間の早期整備について、関係機関に働きかけます。
- (仮称)宮地・横瀬線については、東西の広域連携軸の一端を担うことから、旧秩父セメント第一工場跡地利用や横瀬町との連携のもと、具体化に向けた調整を進めていきます。

- 西関東連絡道路（地域高規格道路）
- 一般国道140号
- 一般国道299号
- 主要地方道皆野両神荒川線（県道37号）
- 西関東連絡道路延伸ルート決定と（仮称）長尾根トンネルの早期事業化
- 大滝トンネルの早期整備
- 秩父陸橋の平面化
- (仮称)宮地・横瀬線

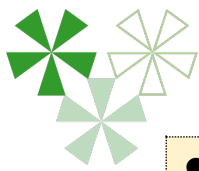
②地域連携軸

- 各拠点間や秩父圏域との連携を強化するため、広域連携軸を補完する主要な幹線道路である地域連携軸の整備と適正な維持管理について、関係機関に働きかけます。
- 秩父地域へのアクセス向上と災害時や緊急時等におけるバックアップ強化を図るため、主要地方道熊谷小川秩父線（定峰峠）のトンネル化に向け、関係機関と調整します。

- 主要地方道熊谷小川秩父線
- 主要地方道秩父荒川線
- 主要地方道秩父児玉線
- 主要地方道秩父上名栗線
- 主要地方道長瀬玉淀自然公園線
- 主要地方道高崎神流秩父線
- 主要地方道皆野荒川線
- 一般県道小鹿野影森停車場線
- 一般県道中津川三峰口停車場線
- 一般県道吉田久長秩父線
- 一般県道下小鹿野吉田線
- 一般県道下日野沢東門平吉田線
- 一般県道藤倉吉田線
- （仮称）定峰トンネル

③市街地軸

- 広域連携軸や地域連携軸を補完し、経済活動や市民活動を支える主要な道路である市道幹線、都市計画道路の整備や適正な維持管理を進めます。
- 現在、事業中の路線や区間について、早期整備を推進します。
- 都市計画道路は、当時の経済成長や地域の発展など、右肩上がりの交通需要予測を根拠に1951(昭和26)年以降、順次都市計画決定がされてきましたが、その後約70年が経過し、市を取り巻く環境も当時から大きく変化するなか、整備未着手の都市計画道路の中には、今日的な意義が低下している路線・区間もみられます。このため、都市計画決定以降、長期にわたり整備未着手となっている路線・区間や災害リスクが高い区域に計画される路線・区間については、周辺の交通量や将来交通需要、将来道路ネットワークの観点、さらには道路が持つ多面的な機能から必要性を検証した上で、路線・区間の廃止を含めた計画やネットワークの見直しを進めます。また、西関東連絡道路の延伸や（仮称）長尾根トンネルの事業化により市街地に流入する交通を、効果的かつ効率的に処理する視点から、新たな路線の計画決定及び整備の必要性を検討します。



- 市道幹線3号線（一部都市計画道路永田通り線、中央通り線）
- 市道幹線75号線（一部都市計画道路中央通り線）
- 市道幹線51号線、佐久良橋（一部都市計画道路お花畑通り線）
- 市道幹線53号線
- 市道幹線6・8・10号線
- 市道影森140号線
- 市道幹線4号線、和銅大橋
- 久那橋
- 都市計画道路
- 秩父市立病院から国道299号及び近接するヘリポート等へのアクセス改善
- 埼玉県立秩父高校、秩父農工科学高校へのアクセス改善

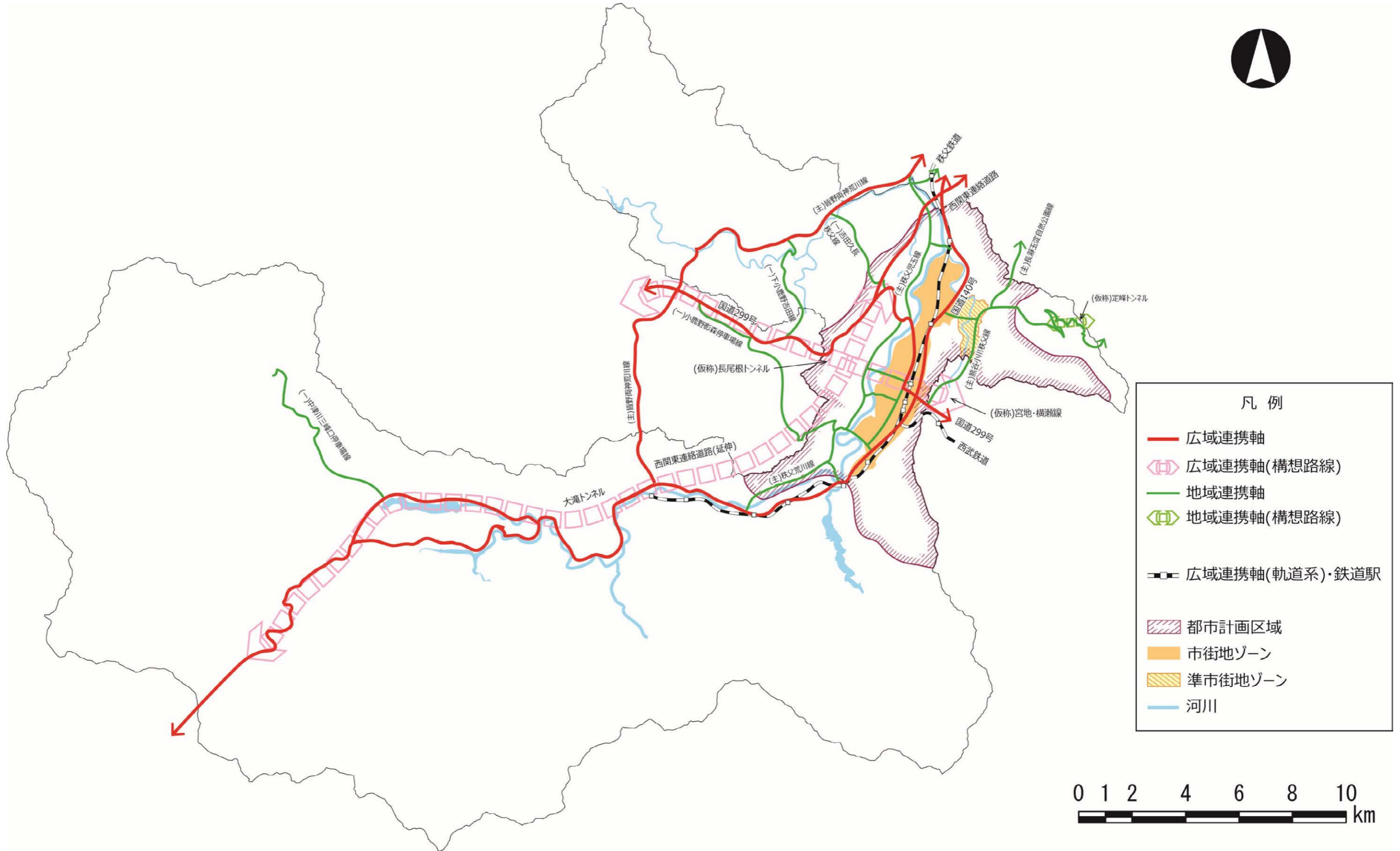
④生活道路

- 生活道路の危険箇所を把握し、カーブミラー、ガードレール、道路照明灯を設置するなど、道路の安全性を高めるための環境整備を進めます。特に歩道のない学校付近の通学路では、既存道路の幅員構成を見直すなど歩行空間の確保を検討します。
- 市街地の生活道路については、「ゾーン30」の導入により通過交通の侵入を抑制するなど、歩行者の安全性の向上について検討します。
- 市街地等における狭い生活道路については、隅切り部を拡幅するなど、救助活動や消火活動等に支障のないよう緊急車両が通行できる道路環境を整備します。

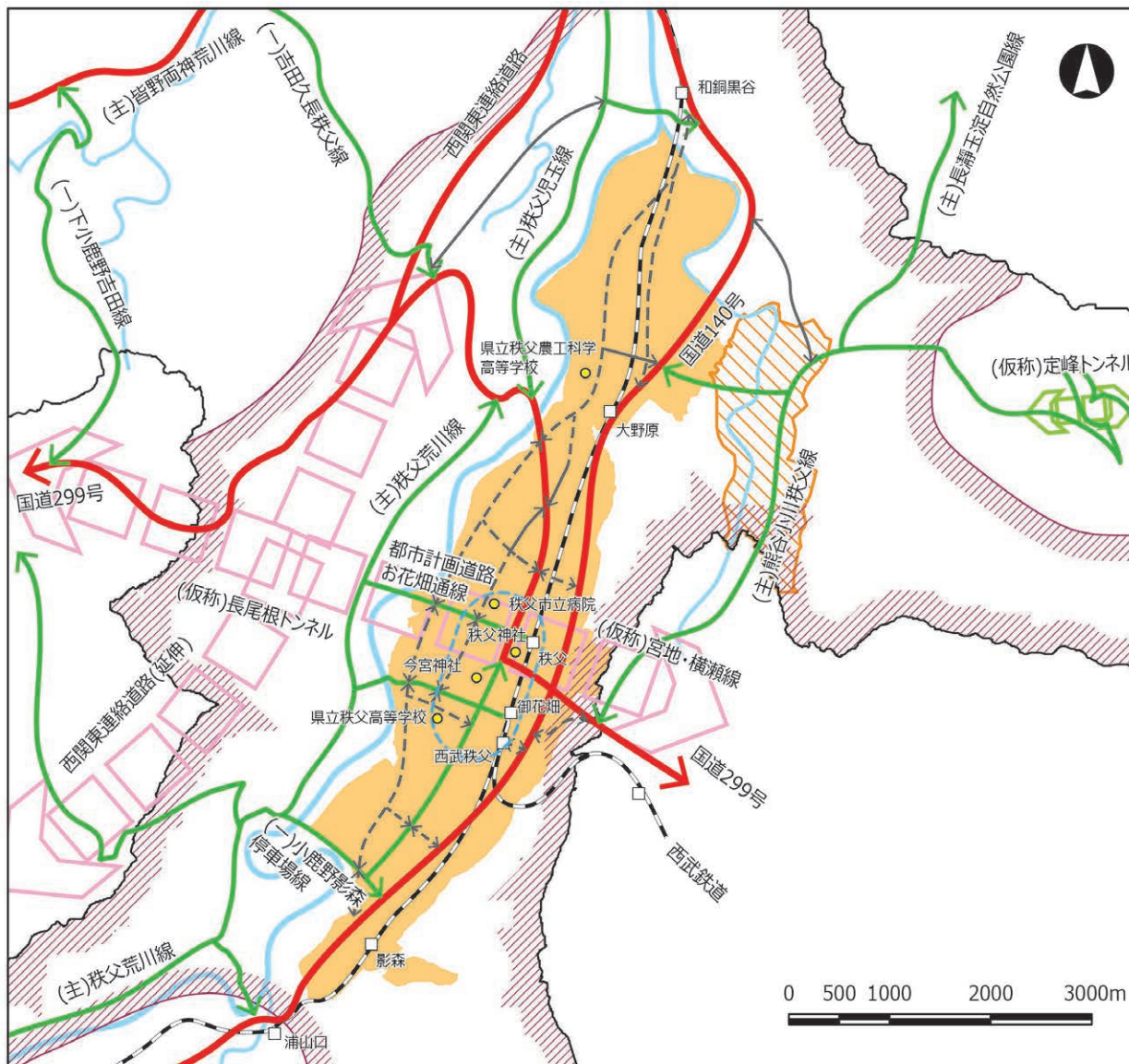
⑤道路環境

- 「安心して歩ける」「歩きたくなる」ウォークアブルなまちづくりに向け、西武秩父駅周辺から秩父神社周辺にかけての一带や、秩父市立病院など公共公益施設周辺において、無電柱化や道路空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを念頭に置いた道路整備に取り組みます。
- 自動運転技術に係る実証実験や研究経過などを踏まえつつ、将来的な自動運転の社会実装を見据えた道路の整備・改良を検討します。
- 認定道路が機能を失い、一般の通行の用に供する必要がなくなった場合や、これに代わるべき道路が新たに建設された場合などは、認定道路の廃止に向けた手続きを講じるとともに、市有地の場合は払い下げを進めます。
- 市街地における接道要件を満たせず、空き家・空き地の多い低未利用地については、公有地や認定市道等の既存ストックを活用した道路・住環境の改善を図ります。
- インフラ長寿命化基本計画の理念に基づき、個別施設計画を策定し適正な維持管理や有効活用を図ることで、誰もが安心して安全に利用することのできる公共施設の運用に取り組みます。

＜道路の整備方針図（市全域）＞



<道路の整備方針図（市街地拡大）>



凡例			
	広域連携軸		市街地ゾーン
	広域連携軸(構想路線)		準市街地ゾーン
	地域連携軸		都市計画区域
	地域連携軸(構想路線)		市街地軸(都市計画道路の未整備区間)
	無電柱化、バリアフリー化などを 念頭においた道路整備		広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
	河川		

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料



(3) 公園・緑地

1) 基本方針

本市は水と緑に囲まれた、自然の恵みが豊かな“環境立市”です。市域の大半を覆う森林は、荒川を通じて首都圏に良質な水を供給する水源地であるだけでなく、環境保全機能やレクリエーション機能、景観機能など、私たちの豊かで持続可能な暮らしを支える上で重要な役割を担っています。この恵まれた自然を最大限活用し、共存するまちづくりを進めます。

都市計画区域外縁部には自然あふれる大規模都市公園が複数存在しており、一人当たり供用済都市公園面積は30㎡超と、都市公園法施行令に定める基準等を大きく超過しています。このため、手つかずの自然が残された未供用の都市公園計画区域などにおいては、計画の廃止も含めた公園の量的な見直しを行うとともに、既開設エリアについては交流人口を拡大するための魅力向上やユニバーサルデザインの導入など質的な公園環境の向上に取り組みます。

一方、市街地における公共空地は依然不足する傾向にあり、都市公園その他公共空地や境内地・河川空間など、土地利用現況を踏まえた市民が利用可能なオープンスペースの確保と適正配置などによって、住環境や防災機能の向上に取り組みます。

2) 整備方針

① 自然環境の保全と自然を活かしたまちづくり

- 秩父多摩甲斐国立公園、水源かん養保安林や干害防備保安林などに指定された森林は、自然公園法等の法令の運用により保全・整備を進めるとともに、秩父市森林整備計画に基づき、森林の有する機能に応じた森林施業を促進します。
- 農業振興地域内の農地については、集約化などによる農地保全や農業振興の視点から、必要な生産基盤の整備・維持管理を進めます。また、市街地に残る農地は、防災機能や景観機能など、良好な市街地環境の形成に寄与することから、必要な範囲で保全・活用策を検討します。
- 森林環境譲与税制度や森林経営管理制度を活用した森林の健全な育成を図り、温室効果ガスの削減による環境負荷の軽減と森林の保水機能の向上による災害防止に取り組みます。
- 都市計画区域内におけるその他の空地、緑地、境内地等については、都市公園制度や緑地保全制度などの活用、その他の支援などを通じてオープンスペースの確保に取り組みます。
- 荒川、押堀川、赤平川など市街地や地域拠点に隣接した川辺の親水空間を活かしたまちづくりを進めます。

② 大規模な都市公園

- 秩父ミュージックパーク・秩父ミュージックパークスポーツの森公園については、埼玉県と連携しつつ、西関東連絡道路の開通によるアクセス改善や広域的視点に立った利用者ニーズに照らし、計画区域や機能の見直しなど適正な維持管理に取り組みます。

- 秩父ミュージックパークスポーツの森公園については、コテージ・プールをはじめ多くの施設が民間事業者によって運営されています。引き続き、民間事業者のアイデアや資金を活用した、指定管理者制度やPark-PFI（公募設置管理制度）も含めた民間活力の柔軟な利活用を図ります。
- 羊山公園については、中心市街地に隣接する自然やスポーツレクリエーションなどを楽しめる場として、引き続き整備に努めるとともに適正な維持管理に取り組みます。また、桜や芝桜の時期には首都圏からも多くの観光客が訪れる観光拠点となっており、やまと一あーとみゅーじあむや武甲山資料館など既存の博物館等のほか、観光資源を集約化し公園の更なる魅力向上に努めます。
- 聖地公園については、墓園として首都圏各地から慰霊に訪れる交流拠点になっています。引き続き、公園の維持管理、墓園機能の向上に努めるとともに、計画区域の見直しを検討します。

③その他の都市公園

- 市街地ゾーン及び準市街地ゾーンにおいては、身近な空地、緑地が不足している状況にあります。引き続き適切な維持管理を行うとともに、新たな都市公園制度を活用し、地域住民や観光客にも利用しやすい都市公園やポケットパーク等の整備を検討します。

④その他の公園・空地・緑地

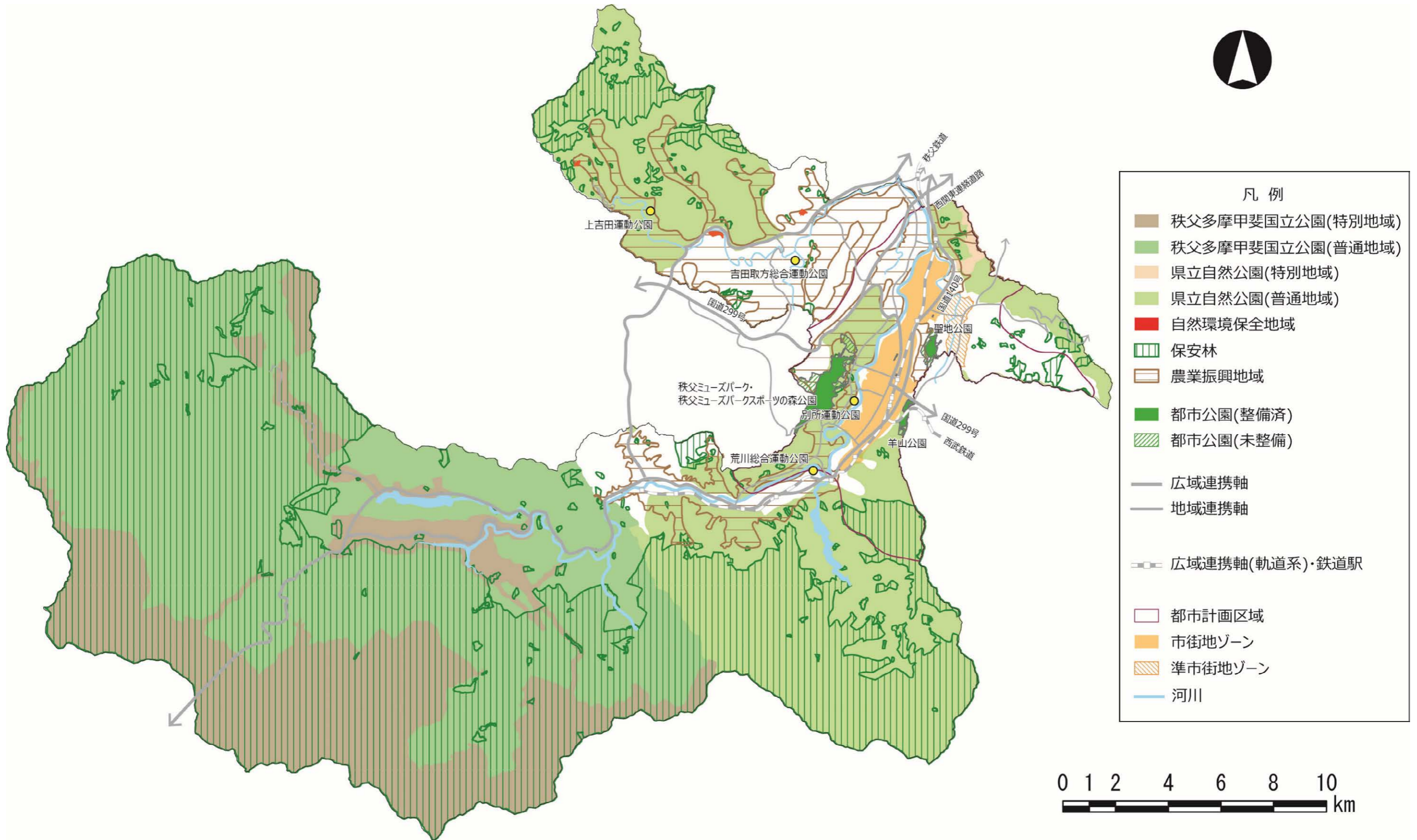
- 運動公園については、市民からのスポーツや健康づくりに対する多様なニーズに応えるため、適正な維持管理や利用者ニーズに即した施設の見直しに取り組みます。
- 子育てしやすい魅力あるまちづくりを推進するため、キッズパークなど既存の公園施設の充実と空地などを活用した、子どもたちが身近に遊べる空間を創出し、子育て層を中心としたコミュニティの醸成や、児童福祉施策と連携した、子育て支援拠点としての機能向上を図ります。また、高齢者の憩いや健康維持・増進に寄与する空間とするため、利用者のニーズに対応した場所への配置や健康器具などの公園施設・設備の整備などに取り組みます。

⑤公園のマネジメント

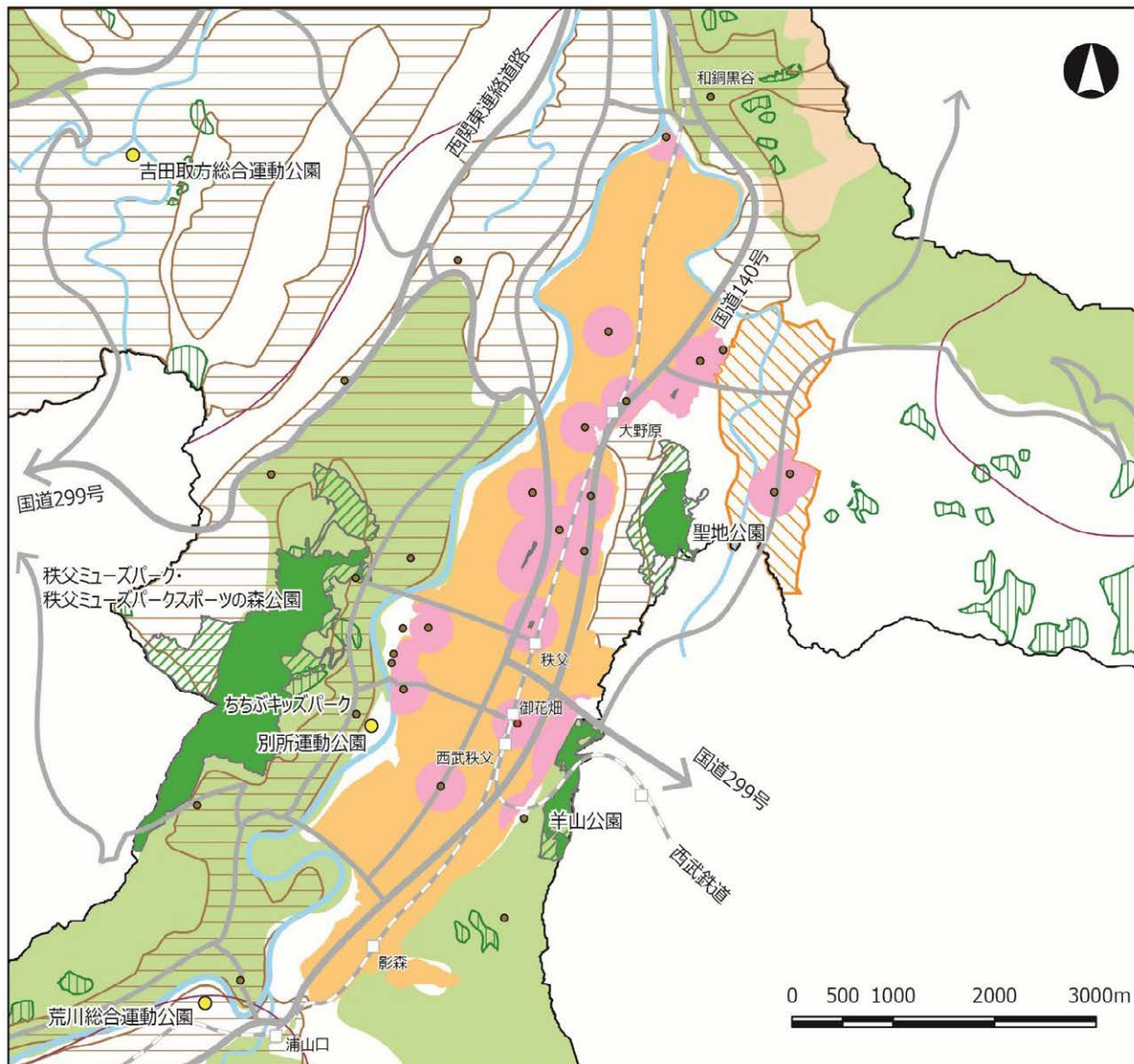
- 公園施設における事故の発生を未然に防止し、だれもが安全に安心して利用できるよう、定期的な遊具の安全管理を徹底するとともに、不要となった施設を撤去するなど、適正な維持管理に努めます。
- 既設の公園については、利用者の年齢層や将来の利用形態など公園利用者のニーズに応じた施設規模や設置遊具などについて検討します。
- 広域からも多くの人々が訪れる大規模都市公園などでは、行政の財政負担を軽減しつつ、魅力ある公園空間を創出していくため、Park-PFI（公募設置管理制度）など民間活力の導入による公園施設の維持管理・運営について検討します。



<公園・緑地の整備方針図（市全域）>



<公園・緑地の整備方針図（市街地拡大）>



凡 例		
県立自然公園(特別地域)	都市公園(整備済)	広域連携軸
県立自然公園(普通地域)	都市公園(未整備)	地域連携軸
自然環境保全地域	運動公園	広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
保安林	児童遊園地	都市計画区域
農業振興地域	自治会等に管理され開放された空地等	市街地ゾーン
	市街地ゾーン・準市街地ゾーンのうち、都市公園等の利用圏(半径250m)	準市街地ゾーン
		河川



(4) 河川

1) 基本方針

河川は、水害を予防する治水や飲料水をはじめ、様々な水需要に応える利水など、都市を支える上で欠くことのできない施設となっています。特に本市には、4つの多目的ダムが建設されており台風時の洪水調整や渇水時における水の供給など、水源地として良質な水を安全に下流域の各都市に流下させる役割が求められます。また、河川は水とのふれあいの場として、さらには生物の生息空間として河川環境を維持・保全していく視点も重視されています。

このため、治水や利水と、生物生態系にも配慮した河川環境の保全・活用のバランスに留意しながら、必要となる整備、適切な維持管理に取り組みます。

2) 整備方針

①河川の整備

- 洪水(外水氾濫)による浸水が想定される区域や河岸浸食による家屋の倒壊等が想定される区域などを対象に、関係機関と連携・協力し、必要な施設整備に取り組むほか、必要に応じて災害危険区域に指定し、建築行為を制限することによって、生命・財産に危険が及ぶことを未然に防止します。
- 河川に関する災害を防止・抑制するため、関係機関や地元住民などと連携・協力して治水対策に取り組めます。

②河川環境の保全と活用

- 河床の岩盤化による生態系への影響を鑑み、関係機関と連携し生物の生息、生育しやすい水辺空間の確保に取り組めます。
- 河川の工事においては、既存の瀬や淵、川の蛇行などを生かしながら、水辺に生物が生息しやすいよう、木材や石などの自然素材を利用した護岸、魚類などの移動を妨げない構造の落差工など、自然に優しい水辺づくりを進めます。
- 良好な水辺空間を維持するため、ゴミの持ち帰りをPRするなど、関係機関と連携・協力して河川の適正な利用を推進します。
- 地域の小・中学校や関係機関と連携・協力しながら、子どもから大人までが自然学習・環境学習できる場としてのしくみづくりについて検討していきます。
- 水とのふれあいの場となる親水公園などの整備と、自然観察や自然体験などの場としての活用に取り組めます。
- キャンプや釣りなどの観光・レクリエーションの場として活用するため、河川空間及び周辺の環境整備に取り組めます。
- 大規模雪害に備え、河川敷など河川空間を雪捨て場として活用する方策を検討します。
- ドローンハイウェイとしての河川空間上空の活用可能性を研究します。

(5) 上・下水道

1) 基本方針

上水道は、人口減少が見込まれる中、引き続き安心・安全で良質な水の安定的な供給を実現するため、将来の水需要に対して必要な施設の計画的な整備・更新に取り組みます。

下水道は、水源地としての公有水域の水質の保全や衛生的な住環境の創出、雨水出水(内水)による浸水の防止など、適切な汚水・雨水の処理に必要な施設の計画的な整備・更新に取り組みます。

2) 整備方針

① 上水道の整備・更新

- 上水道については、広域化に伴う配水ブロックの再編成や施設の耐震化と、別所浄水場、橋立浄水場から各方面へ配水できる水道管などの施設整備や施設の統廃合を進めます。
- 管路については、大規模地震に備え耐震基幹管路の整備を優先するとともに、更新対象となる施設については、将来の水需要を踏まえた適正な施設規模について検討します。
- 簡易水道は、将来需要予測を踏まえ上水道事業と事業統合を検討するなど、効率的な維持管理に取り組みます。

② 下水道の整備・更新

- 公共下水道については、下水道事業計画区域内における未整備箇所の污水管整備を進めます。また、道路・水道などの他の事業と合わせて工事を行い、より効率的に整備できるよう努めます。
- 下水道事業区域外においては、少子高齢化に伴う将来の全体計画人口の減少や、地域における浄化槽の整備状況を踏まえ、全体計画区域の見直しを含めた総合的な整備方針について再検討を進めます。
- 管きょ・終末処理場・ポンプ場については、下水道ストックマネジメント計画に基づいた効率的な老朽化対策により、長寿命化を図ります。
- 農業集落排水事業実施採択区域においては、地元維持管理組合と協力して未接続世帯に対する啓発活動により接続率の向上を図ります。
- これらの区域外については、浄化槽処理促進区域に指定し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進め、2025(令和7)年までに生活排水処理達成率100%を目指します。



(6) その他の施設

1) 基本方針

ごみ処理施設や火葬場などの都市計画に定められた施設のほか、教育・消防・し尿の衛生処理など、公共施設は安心・安全で快適な暮らしに必要な不可欠です。

しかし、本市における公共施設は市町村合併により同種の施設が複数存在しているため、公共施設の一人当たり床面積が大きく全体的に余剰傾向であることに加えて、今後の更なる人口減少による施設需要の減少、老朽化の進行などによって、既存施設・機能の維持が将来にわたって大きな財政負担となることが予想されています。

このため、秩父市公共施設等総合管理計画に基づく統廃合や長寿命化などを進めるとともに、新たな建設を抑制し、やむを得ず施設を新設する際には複合化や広域化を検討するなど、適切な施設管理や機能更新を図ります。

また、市民や観光客が多く利用する施設については、「コンパクト+ネットワーク」社会形成に向け、都市機能の再配置が市街地の拡散につながらないように、公共交通の利用しやすい位置へ誘導を図るなど立地の適正化を図ります。

2) 整備方針

① その他の都市計画施設の整備と維持管理

- ごみ処理施設(秩父クリーンセンター及び秩父環境衛生センター)、秩父斎場については、広域的な需要を的確に把握しながら、必要となる機能更新を図るとともに、施設の長寿命化に向けた適切な維持管理を促進します。
- 秩父市公設地方卸売市場については、人口減少や流通環境の変化を踏まえた施設のあり方を根本的に検討します。検討結果によっては、全体計画の見直しや土地利用の転換を行います。

② その他施設の整備と維持管理

- 立地適正化計画に都市機能増進施設(誘導施設)として位置づけられた公共施設については、「コンパクト+ネットワーク」社会形成に資するよう、公共交通の利便性も踏まえた施設の維持・配置に向けて慎重な検討を行います。
- し尿処理施設については1市4町での広域化を予定しており、事業統合に向け、引き続き調整を進めます。
- その他の公共施設については、秩父市公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化に向けた適切な維持管理を図るとともに、統廃合や複合化、建設抑制による延べ床面積の削減を進めます。

3. 市街地開発事業の実施方針

(1) 基本方針

本市の市街地開発事業は、秩父駅前土地区画整理事業が施行された1件のみで、事業完了から40年以上経過しています。それ以降、昭和50年代からバブル期にかけて、中心市街地における土地区画整理事業の実施がたびたび検討されましたが、現在のところ土地区画整理事業を含む市街地開発事業を実施・計画している地区はありません。

地方都市における土地区画整理事業を含む近年の市街地開発事業の実施状況をみると、震災からの復興のほか、大規模空地地の活用や都市のスポンジ化対策を目的として事業が実施されるようになっており、従来型の面的な宅地開発を目的とする市街地開発事業は、人口の減少による宅地需要の減少や地価の低下を理由に少なくなっています。また、土地区画整理事業については長期化することも多く、その間に人口減少がさらに進んでしまう可能性も考えられます。

こうした昨今の市街地開発事業を取り巻く実施環境を考慮すると、当市において市街地開発事業の新規施行は難しい状況にあると言わざるを得ませんが、一方では、中心市街地においては建築年代の古い建築物を中心に空き家も相当数存在し、空き家の解消をはじめとするコンパクトで魅力的な市街地形成に積極的に取り組まなければならないという大きな課題も残されています。

このため、古くからの街並みを守りつつ、空き地・空き家や公有地を活用したコーディネートによって住環境の改善を図ることを原則とする一方で、「小規模で柔軟な区画整理」など、公共施設の整備が必要であり、事業が迅速に終了する見込みがあるなど市街地開発事業の実施が合理的と考えられる場合には、立地適正化計画に位置づけを行うとともに市街地開発事業の施行を検討します。



4. 公共交通の整備方針

(1) 基本方針

鉄道やバスは、通勤・通学や買い物など日常生活を支える重要な移動手段です。本市では西武鉄道、秩父鉄道の2路線が運行しており、西武秩父駅などを起点に路線バスが市内の各地域や地区を結んでいます。

西武鉄道・秩父鉄道については、秩父圏域だけでなく、首都圏・県北地域に繋がる広域的な都市間移動を支える基幹的な公共交通であり、特に高校・大学など、他地域に通う学生にとって欠かすことのできない交通手段です。また、地域を支える新たな産業として成長しつつある観光業にとっても、交通手段として非常に重要な役割を担っています。

一方、路線バスについては、地域住民の「足」として広大な秩父圏域をカバーしていますが、自動車分担率が高く利用率は低迷し、ほとんどが赤字路線に陥っているほか、高齢化により運転手の確保が困難になっているなど、多くの課題を抱えています。

現在、市民の移動手段は自家用車が中心ですが、今後、高齢者の運転免許証の自主返納が増加することも見込まれるため、あらゆる世代が市内で安心して暮らせる環境をつくるには、生活に必要な様々な施設が集まる中心拠点と各地域や地区を結ぶ鉄道・バス、タクシーなどの公共交通手段や地域内での移動手段をどう確保するかが重要です。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を講じていくことも求められます。

このことから、MaaS (Mobility as a service) などの実用化に向けて研究や実験の進む新たな技術の活用も視野に、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの形成に向け、地域公共交通計画と連携し、公共交通の利便性の向上と利用促進、安全性の確保・向上につながる取り組みを進めます。

(2) 整備方針

① 鉄道

- ダイヤの見直し、相互乗り入れの充実など、市民や来訪者の利便性と利用促進のためのサービスの充実に向け、鉄道事業者への働きかけに努めます。
- 本市と他の近隣地域は距離が離れているため、乗車時間が長くなる傾向にあります。このため、駅前空間や車窓からの景観の向上など、乗車時間も楽しく「トキ」を過ごせる空間づくりを図ります。
- 自転車駐輪場など駅周辺施設の機能の向上と適切な維持・管理により、利便性と安全性の向上を図ります。
- 市の玄関口である鉄道駅及び駅前広場については、通勤・通学に便利な公共交通の結節点として、また観光客を迎え入れるおもてなし空間としての機能向上に努めます。
- 秩父駅については、秩父陸橋の廃止に向けて準備が進められており、将来的な秩父駅東口開発に向けての機運も高まってきています。加えて、秩父駅周辺は(仮称)宮地・横瀬線の延長線上にあり、(仮称)長尾根トンネルの事業化とともに広域交通の重要度も増すことから、東口開発と連動しながら検討を進めます。

- 西武秩父駅については、通勤・通学に使う市民の利便性向上に努めるとともに、観光拠点としての基盤整備に取り組みます。また、御花畑駅も含む周辺道路等の整備により、西側からのアクセス向上に取り組みます。
- 本市における公共交通手段としての重要性に鑑み、鉄道事業者に対する鉄道網の維持・確保に必要な支援を検討します。
- 鉄道の路盤においては、秩父圏域内で災害リスクが高い区間があることを踏まえ、公共交通の安定的な運行を確保するため、災害安全性の向上に向けた取り組みを、関係機関と連携し事業者働きかけていきます。

②バス

- バス交通網については、関係機関と協議を重ねながら利用率と利便性の向上に向けて、広域的に取り組むとともに、都市機能や居住の集約化などの誘導方針、観光施策と連動した運行ルートの再編を検討します。
- 本市における公共交通手段としての重要性に鑑み、バス事業者に対するバス路線の維持・確保に必要な支援を検討します。

③タクシー

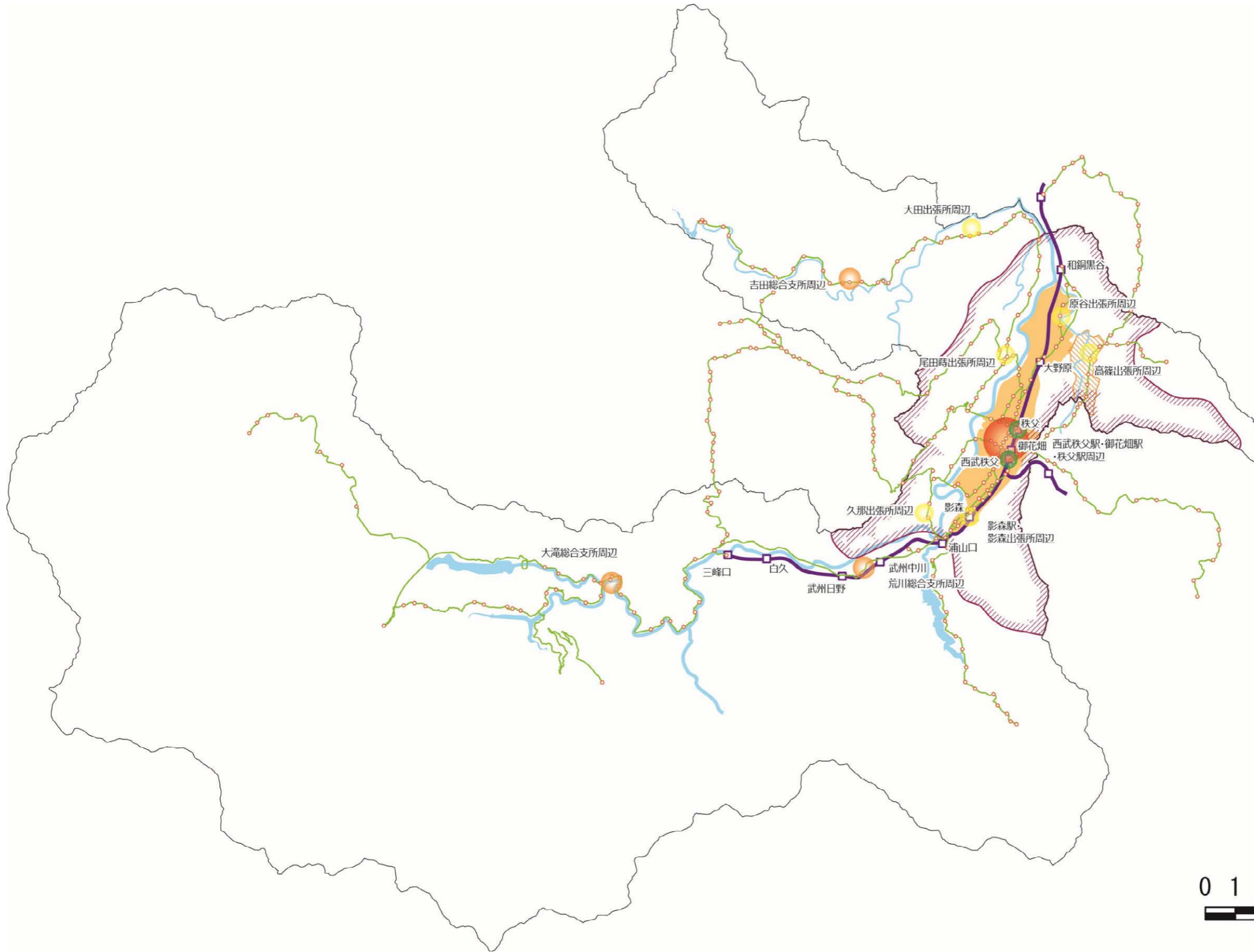
- タクシーについては、高齢者にも利用しやすいデマンド型の交通手段であるため、運賃の補助などの利用者支援、タクシー事業者の運営に必要な支援を検討します。

④公共交通ネットワークの再編

- ヒト・モノ・カネ+情報が行き交う活力ある公共交通ネットワークの実現に向け、公共交通事業者等との連携による地域公共交通計画を策定し、まちづくりと連動した公共交通ネットワークの再構築に取り組みます。
- 広域的観点から地域の生活を支える「足」として、路線バスの機能を補完し、住民と観光客の双方に利用しやすい効率的な交通システムの導入について検討を進めます。
- EV（電気自動車）や自動運転といった先端技術、貨客混載など物流事業も含めた実証実験を進め、人口減少下にあっても持続可能な公共交通ネットワーク形成への取り組みを進めます。
- 利用者のニーズに対応可能で、それぞれのメリットを活かすことができる多様な移動手段の選択肢を確保するため、レンタカーやカーシェアなどとの連携も視野に、公共交通ネットワークの再編に向けた検討を進めます。



<公共交通網の整備方針図（市全域）>

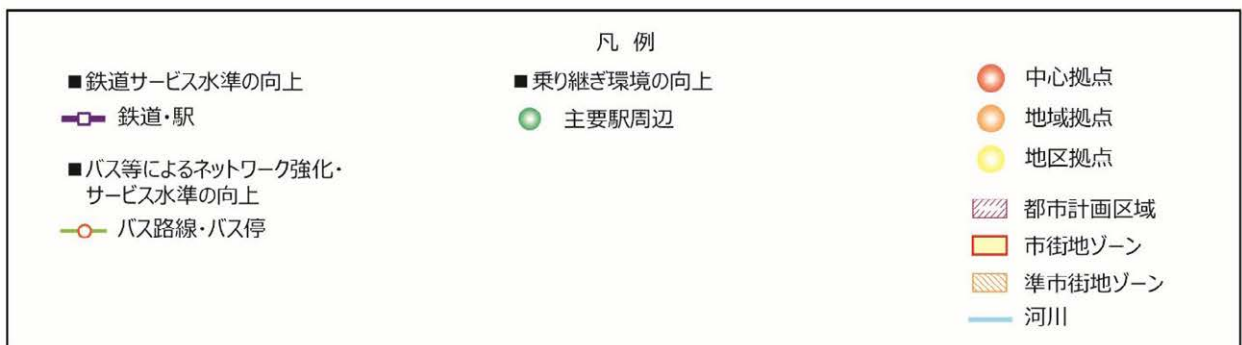
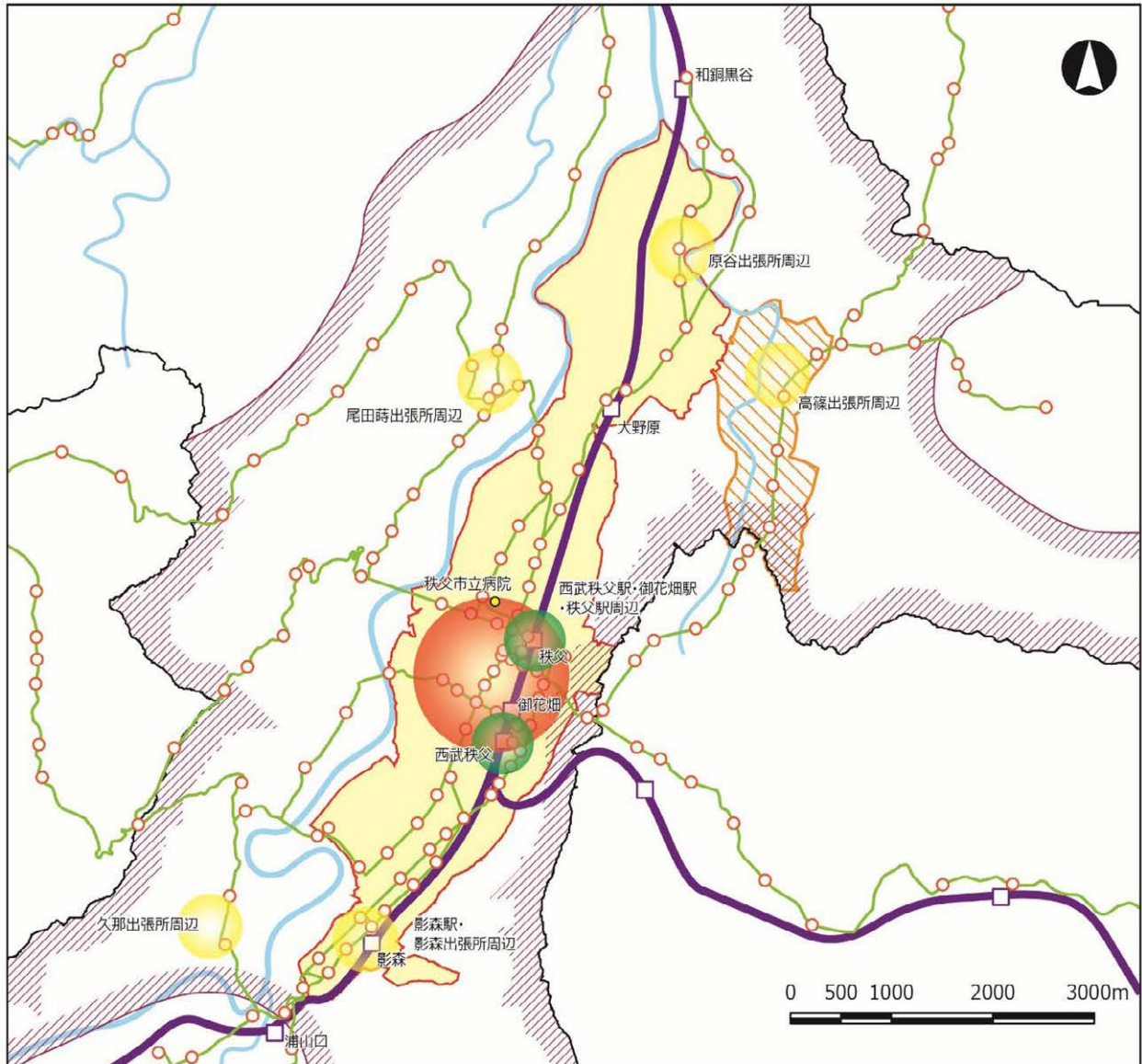


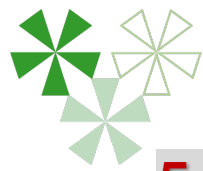
凡例

- 鉄道サービス水準の向上
- 鉄道・駅
- バス等によるネットワーク強化・サービス水準の向上
- バス路線・バス停
- 乗り継ぎ環境の向上
- 主要駅周辺
- 中心拠点
- 地域拠点
- 地区拠点
- ▨ 都市計画区域
- 市街地ゾーン
- ▨ 準市街地ゾーン
- 河川



＜公共交通網の整備方針図（市街地拡大）＞





5. 都市環境の整備方針

(1) 基本方針

本市においては、人口の減少に連動して空き家等が発生し、市街地のスポンジ化が進むなど今日的な課題が生じているほか、省エネルギーや都市の低炭素化など、地球規模で顕在化している環境問題に対し、地域レベルで取り組むべき社会的な要請も少なくありません。

その一方では、移動や移送の支援やエネルギーの効率化、人的な作業の省力化など、経済発展と社会的課題の解決への可能性を秘めた、ICT、IoTなどを活かした先進技術の開発が進展し、実用化に向けた試行が進んでいます。

こうした新たな技術の導入も視野に入れながら、本市を取り巻くエネルギー問題や過疎化対策に取り組むとともに、空き家や公有財産など既存ストックの有効活用を通じ、暮らしや様々な活動の場である都市の環境を高めていきます。

(2) 整備方針

① 空き家、空き地の有効活用

- 空き家のうち、不適切に放置され倒壊などのリスクが著しいと判断される特定空家や管理不全な空き家については、周辺的生活環境を保全するため、所有者に対して適正な管理を促すとともに、補助金を活用した空き家の解体に取り組みます。
- 利活用が可能な空き家については、空き家バンクや空き家リフォーム等工事費助成金などの制度を活用し、売却や賃貸借を促進します。
- 空き店舗については、新規出店事業や店舗型併用住宅等改修事業など、空き店舗対策事業補助金の交付を通じた有効活用を促進します。特に、秩父神社に至る門前通りとして人通りの多い番場通りや本町・中町などの中心市街地については、にぎわいを創出するための空き店舗解消に向けて重点的に取り組みます。
- 空き地については、ごみの放置や不法投棄、雑草の繁茂などを防止し、周辺的生活環境を保全するため、所有者に対して適正な管理を促進します。
- 中心市街地の空き地については、身近なオープンスペース、公園、延焼を遮断・遅延させる空間などの防災面から、利活用を検討します。

② 公有財産の有効活用

- 秩父市公共施設ファシリティマネジメント方針及び基本計画に基づき、施設の集約や余剰施設の縮小・廃止による公共施設の数及び規模の適正化を図り、将来にわたる市財政を圧迫しない計画的な管理運営に取り組みます。

③市営住宅等の活用と維持管理

- 市営住宅については、引き続き適切な維持管理と建物の長寿命化を図るとともに、老朽化し用途廃止とする市営住宅については、空き家となった建物から順次解体撤去を進めます。

④省エネルギー・低炭素化の促進

- 2050(令和32)年までにCO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組みます。
- CO2排出量を削減するには、太陽光・水力・バイオマスなどの再生可能エネルギーにより発電した電力の活用が有効です。「再生可能エネルギーの地産地消」と「地域経済の活性化」を目的に設立された秩父新電力株式会社と連携し、再生可能エネルギー由来電源の開発と活用に取り組みます。
- 秩父市域は系統連系制約により大規模(50kw以上)の新たな電源開発が困難な状況ですが、一方で市内にはダム水力発電など既存の再生可能エネルギー由来電源が豊富に存在します。CO2排出量削減を図るため、これらの既存電源を活用(地消)するための取り組みを進めます。
- 公共施設の更新・新設にあたっては、環境配慮型の設備導入と再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 気候変動による自然災害の増加・激甚化により、避難所の果たす役割が重要となっています。有事における避難所での電源確保を目的として、避難所への太陽光発電・蓄電池設備の設置に取り組みます。これらの設備による電力は平時の電力としても活用し、CO2排出量削減を図ります。
- EV(電気自動車)等の次世代自動車の導入を促進するため、公共施設への急速充電器の設置など、利用環境の整備を推進します。
- 長期優良住宅など低炭素型の建築物や住宅の省エネリフォーム工事を行った市民などに対する支援を通じ、環境負荷の小さい都市環境づくりに取り組みます。
- 自家用車から公共交通機関への転換を促進することにより、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

⑤緑化の推進

- 市民や事業者の協力のもと、敷地境界の生垣化、花壇・フラワーポットの設置・管理など、市街地の状況に応じた緑化を促進します。

⑥山間地の居住環境の確保

- 土砂災害対策、有害鳥獣対策、買い物弱者対策など、山間部が抱える課題解決に向け、ドローン配送コースの常設化など、新技術の導入による定住可能な居住環境の確保を検討します。
- 山間部の集落においては、居住する人口の動向を踏まえつつ、地域拠点などを中心とした集落の集約化の検討や5Gをはじめとした新技術を積極的に活用するなど、持続可能な地域コミュニティづくりに取り組みます。



6. 景観の形成方針

(1) 基本方針

本市の景観は、秩父盆地を中心に、秩父山地をはじめとする山々に囲まれる自然環境に恵まれた地域にあって、市内各所に歴史的な建造物や伝統文化が点在し、これが自然環境と相まって美しい景観を創り出しています。さらに、秩父神社、三峯神社など多くの神社仏閣や、秩父往還等の街道沿いに残る宿場町など歴史的景観を有し、祭りに代表される文化を背景に、個性的で魅力的な景観を今に伝えています。

本計画においては、「心地よい暮らしと訪れる喜び」という都市づくりのテーマを定め、「豊かさ」の実現を目指すものとしており、コロナ禍においては、「新しい生活様式」として、より身近な生活空間の心地よさや豊かさが重視されることから、「秩父市まちづくり景観計画」や「秩父市文化財保存活用地域計画」と連動し、こういった市固有の景観・文化の保全・活用や身近な景観の創出などによって、市民・来訪者の双方の満足度を高める取り組みを進めます。

(2) 形成方針

①「秩父市まちづくり景観計画」に基づく景観形成

- 景観計画の地域別基準に示される、市街地地域（用途地域）、田園地域（用途地域を除く都市計画区域）、農山村地域（都市計画区域外）の区分に即し、景観を誘導します。
- 景観計画策定以降、新たな景観阻害要因として懸念されている太陽光パネル設置の問題など、新たな景観課題に対応していくため、景観計画の見直しを検討します。
- 地域により異なる固有の景観資源を地域の魅力向上に繋げるため、「秩父市文化財保存活用地域計画」と連動しつつ、地域特性に応じた建築物の意匠・形態、規模、高さや屋外広告物の誘導に取り組みます。

②景観形成重点地区の拡大など

- まちなかでは、本町・中町に加え番場通り、東町通り、秩父駅前通りの沿道付近や秩父神社周辺などで景観形成重点地区の指定を検討するとともに、地区住民の意向を踏まえつつ、建築物の意匠・形態や案内板の統一化、道路付属物のデザイン化、無電柱化に取り組みます。
- 周辺地域では、歴史・文化や観光の拠点となっている聖神社・和銅遺跡、三峯神社、中津峡、秩父往還・贄川宿、吉田元気村周辺や道の駅周辺などにおいて、これら地域にふさわしい景観保全を図るため、地区住民の意向を踏まえつつ、景観形成重点地区の指定による景観形成を検討します。

- 市街地を取り巻く周囲の山並みや武甲山の眺望、荒川をはじめとする河川景観、市街地を見下ろす景観など、眺望景観にも優れていることから、その魅力を守るため、眺望点を設定した上で、眺望点からの眺望を損ねる建築物の高さや規模、形態・意匠、色彩などの制限について検討します。

③公共施設の景観的な質の向上

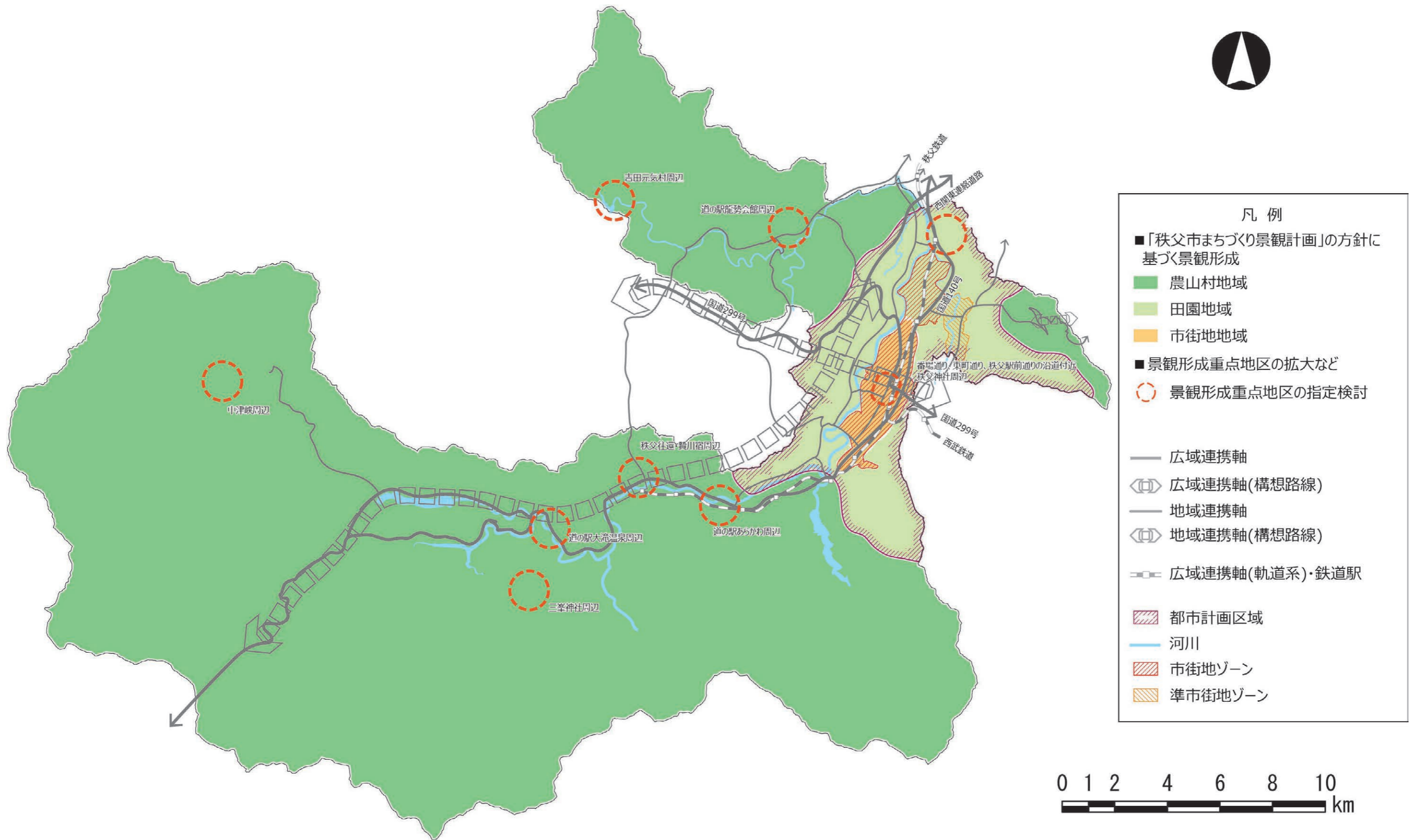
- 道路・河川・都市公園などの整備、改修にあたっては、関係機関と調整し、景観計画に即し進めていくことにより、市全体で景観的な質の向上を図ります。
- 公共・公益施設の整備・改修にあたっては、周辺の特性を踏まえ、良好な景観づくりに取り組みます。
- 広域連携軸となる道路や鉄道などの沿線において、春は桜や梅や菜の花、夏は木々の緑やムクゲやひまわり、秋は紅葉やススキ、冬はつららや雪景色など、移動する「トキ」も楽しめる景観づくりに取り組みます。

④「歩きたくなる」ウォーカブルなまちづくりに向けた都市空間形成

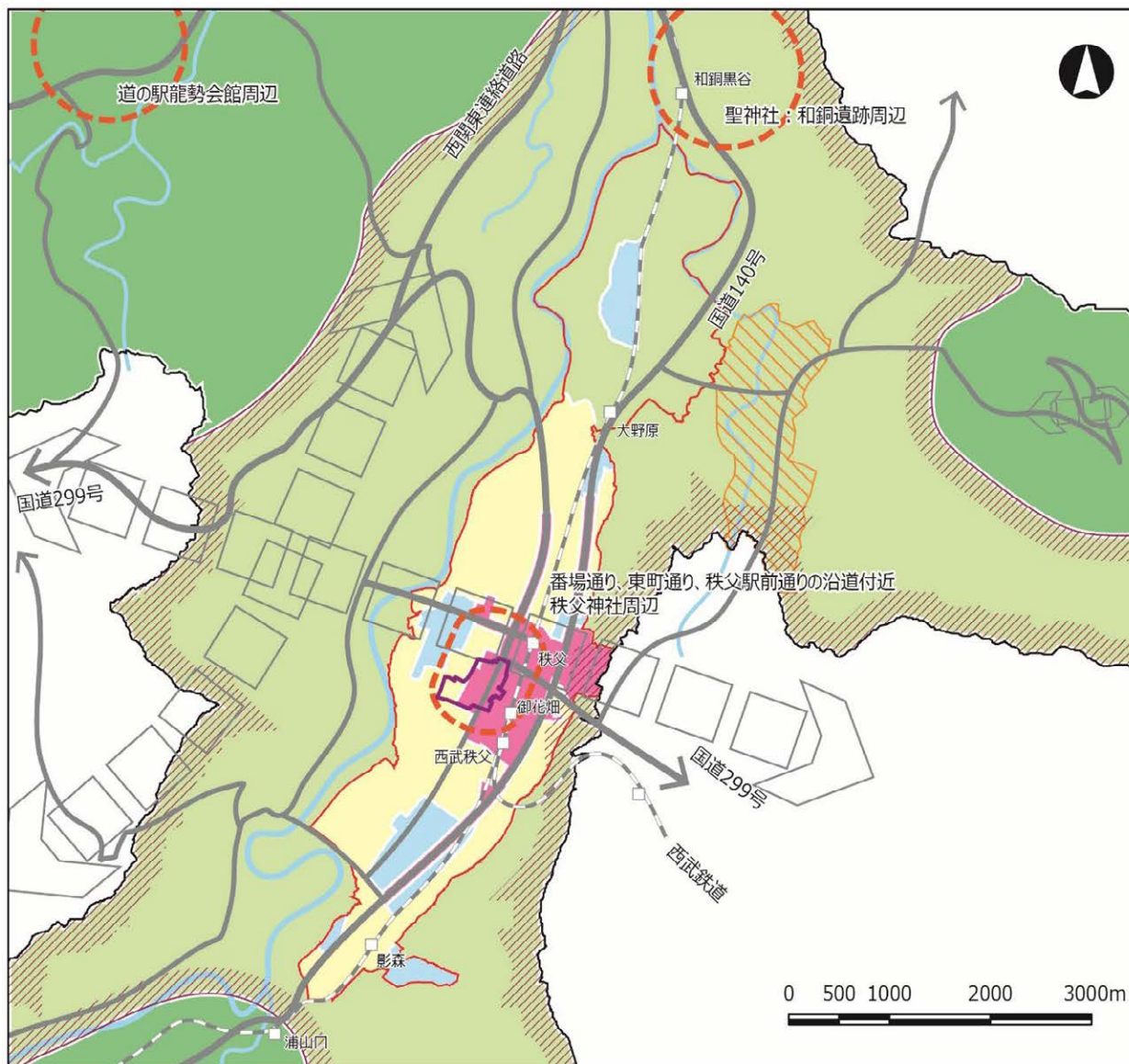
- 来訪者が多く訪れる中心拠点や交流拠点において「歩きたくなる」ウォーカブルなまちづくりを進めるため、専門家や住民を交えた合意形成を進めつつ魅力的な都市空間形成を図ります。
- 歩行量の多い交流拠点沿道において、国の補助事業等を活用しつつ、オープンスペースの確保、緑を取り入れた空間の形成、文化財や空き家の活用を図ります。



<都市景観形成方針図（市全域）>



<都市景観形成方針図（市街地拡大）>



凡例		
■ 「秩父市まちづくり景観計画」の方針に基づく景観形成	■ 景観形成重点地区の拡大など	— 広域連携軸
■ 農山村地域	■ 景観形成重点地区	◁▷ 広域連携軸(構想路線)
■ 田園地域	○ 景観形成重点地区の指定検討	— 地域連携軸
■ 住宅地	■ 都市計画区域	◁▷ 地域連携軸(構想路線)
■ 商業地	■ 市街地ゾーン	— 広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
■ 工業地	■ 準市街地ゾーン	— 河川
} 市街地地域		

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料



7. 観光振興の方針

(1) 基本方針

本市は、秩父甲斐多摩国立公園をはじめとする豊かな自然環境、秩父神社や三峯神社などの神社仏閣、秩父往還等の街道沿いに残る宿場町、関所跡などの歴史的な建造物や街並み、秩父（夜）祭に代表される地域固有の祭り文化など、多くの観光資源を有しており、また近年では「アニメツーリズム」など、地域における新たな魅力の発掘が進んでいます。

こうした本市の魅力にふれる観光は、人口減少が進む中、交流人口や関係人口の拡大と農業や製造業、商業などと総合化することで地域の経済振興や雇用の維持などに寄与することが期待されます。

このため、既存の観光資源の魅力を高め、新たな資源を発掘するとともに、広い市域に点在する観光資源のネットワーク化や、外国人を含めた来訪者が利用しやすい環境づくりに取り組むことによって、観光振興を支えるまちづくりを進めます。

(2) 振興方針

① 観光資源の魅力の向上及び新たな資源の発掘

- 観光客の多い秩父駅や西武秩父駅から秩父神社に至る番場通り周辺では、無電柱化や歴史的建造物の保全、景観の向上を通じて、安全かつ歩いて楽しめるにぎわい空間の創出に取り組めます。
- 秩父夜祭屋台曳行ルートなど祭りの舞台となる道路については、沿道における歴史的建造物等を保全するとともに、歴史性や界索性など、通りの特性に対応した沿道景観を誘導します。特に、都市計画道路中央通り線（本町・中町区間）については、景観重点地区として、道路と一体となった魅力的な街並みの形成に取り組めます。
- 景観計画を踏まえたサイン計画の策定、運用により、まちなかの景観向上を図るとともに、観光資源への案内性を高めることで、「歩きたくなる」ウォーカブルなまちづくりを支援します。
- 道の駅をはじめとする各交流拠点は駐車場・トイレなど設備の充実と衣食住をはじめとする地域の魅力を発信する拠点としての機能を高めます。また、交流拠点周辺への観光資源の集約化を進め、集客力の向上を図ります。特に、中心市街地に隣接し非常に多くの観光客が訪れる「道の駅ちちぶ」の機能の拡充を検討します。
- 農家レストランや体験型農園（観光農園）など、農業の6次産業化を進め、観光業と一体となった農山村の振興を図ります。
- 地域特産品の開発やブランド化、農林業や河川を生かしたアクティビティ、アニメツーリズムなど、新たな観光資源の発掘・開発により、観光地としての多様性の創出と、滞在型・体験型観光の強化に取り組めます。
- ちちぶ銘仙館の改修を検討するなど、観光資源としての秩父銘仙の知名度アップに取り組めます。
- 文化財保存活用地域計画による地域文化の活用・観光資源化を推進するとともに、各地域にある資料館の集約、文化財建造物の活用・再建を検討します。

②観光資源のネットワーク化

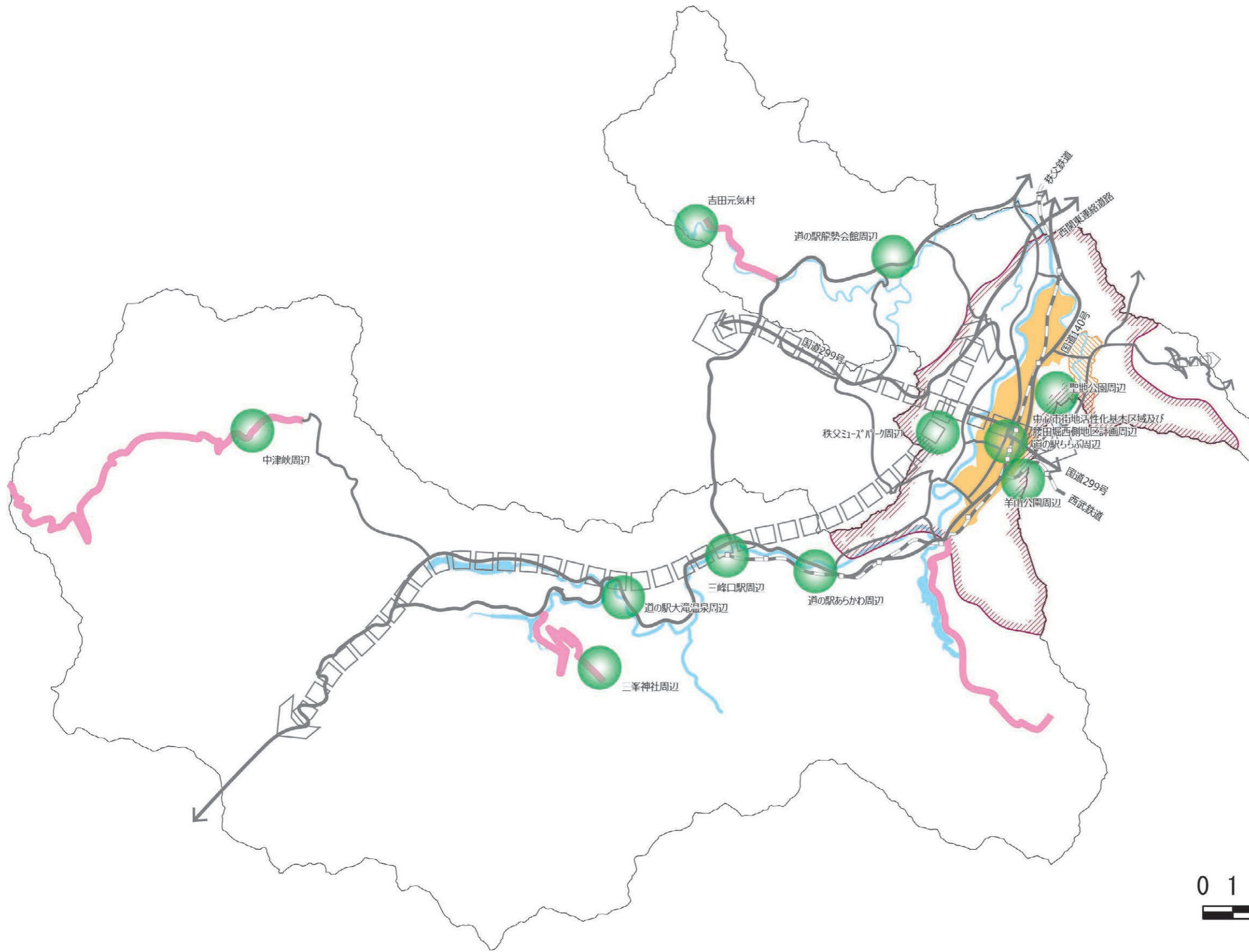
- 自然、札所などの歴史文化、食の堪能、農業体験、ジオパーク、アニメの聖地巡礼など、テーマ性やストーリー性を有する観光・周遊ルートのほか、サイクリングコース、ハイキングコース、トレッキングコースなどの整備・充実に取り組みます。
- 観光拠点への道路標示の充実などを通じ、自家用車を利用した来訪者にとってストレスがなく、わかりやすい道路環境を整備します。
- 鉄道駅と主だった観光資源を結ぶ路線バスについては、地域公共交通計画と連携し、観光需要を見越したダイヤ設定や季節変動に応じた運行など、関係機関と連携・協力して路線網を再検討します。また、タクシーなど、観光客のニーズに合わせた公共交通の確保に取り組みます。

③利用環境の向上

- 西武秩父駅・御花畑駅・秩父駅・三峰口駅では、鉄道からバスやタクシー、レンタカー、レンタサイクルなど、個々の特性に応じた様々な交通手段へと転換する結節点としての機能向上に努めます。また、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備・改良や案内機能の向上、待ち時間を有効に過ごせる施設の充実とともに、乗り換えが容易なダイヤ設定など、ハード・ソフトの両面から利用環境の向上に努めます。
- 中心市街地では、多くの観光客を受け入れられるよう、大型観光バスの駐車場の確保を検討します。
- 自家用車による中心市街地への来訪者への対応として、中心市街地の混雑緩和と、徒歩やレンタサイクルによる周遊観光を促すため、中心市街地周辺における駐車場の確保と駐車場からの歩行、自転車導線の整備を検討します。
- 手軽に利用できる移動手段として、レンタサイクルの貸出・返却場所の拡充のほか、走りやすい環境整備や休息のできる中継施設整備などを検討します。
- 交流人口の拡大による地域の活性化を図るため、観光案内の多言語化を始めとするインバウンド型観光の強化を図ります。



<観光振興方針図（市全域）>

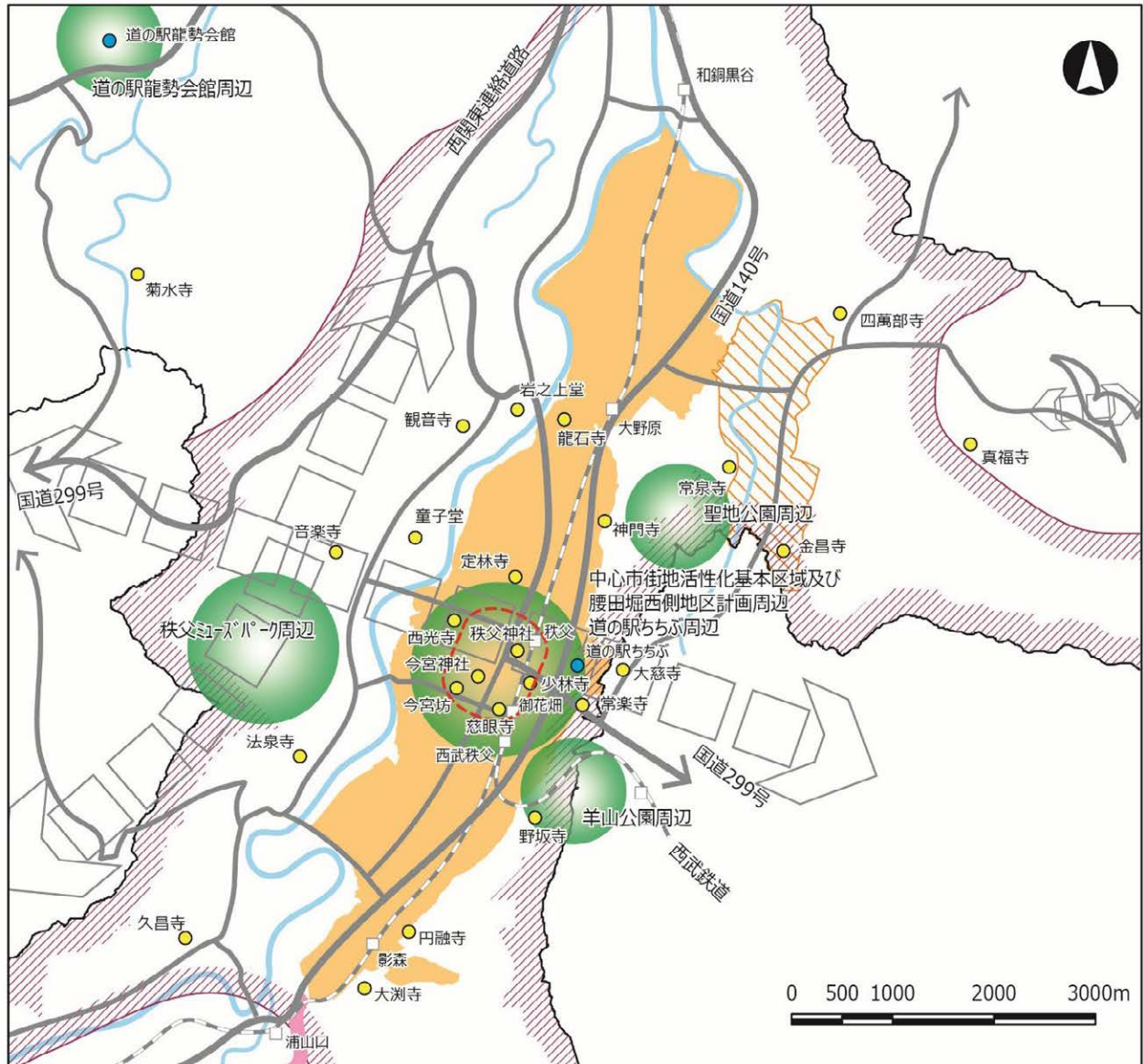


凡例

- 交流拠点
- 交流軸
- 広域連携軸
- ⋯ 広域連携軸(構想路線)
- 地域連携軸
- ⋯ 地域連携軸(構想路線)
- 広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
- ▨ 都市計画区域
- 市街地ゾーン
- ▨ 準市街地ゾーン
- 河川



<観光振興方針図（市街地拡大）>



凡例			
	交流拠点		都市計画区域
	交流軸		市街地ゾーン
	秩父札所34ヶ所ほか主な社寺		準市街地ゾーン
	秩父夜祭曳行ルート周辺		河川
	道の駅		広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
			広域連携軸(構想路線)
			地域連携軸
			地域連携軸(構想路線)

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料



8. 防災対策の方針

(1) 基本方針

災害から生命や財産が守られ、安全で安心な暮らしが確保されることは、まちづくりの最も重要な視点といえます。特に、近年は大規模な震災や豪雨による災害などが全国で頻発していることから、市民の防災に対する関心も高くなっています。

本市も山岳丘陵に囲まれていることから、土砂災害の防備や被害の低減に注意を払っていくことが必要です。

また、山間地では、人口減少と高齢化が進行しており、地域コミュニティによる防災や減災に向けた対応が困難になることも予想されます。

このため、地震災害、水害、土砂災害の予防に向けた対策を講じていくとともに、災害のリスク情報の提供や避難場所の確保などを通じ、被害をできる限り小さくする「減災」の取り組みを進めます。

(2) 対策方針

①情報の提供

- 適切な土地利用や老朽建築物の更新、避難場所に関わる情報の共有を図るため、地震、洪水(外水氾濫)、雨水出水(内水)及び土砂災害などに関わるハザードマップを適宜更新するとともに、市民への周知と防災意識の向上を図ります。
- 災害時においては、安全・確実な避難に向け、迅速かつ正確な情報の伝達・提供に努めます。

②避難場所の確保

- 地震災害時の避難場所、支援要員及び救援物資の受け入れ場所など、防災機能を有する都市公園等公共空地の整備を推進します。
- 防災拠点、避難場所を有効に機能させるため、公共施設等総合管理計画に基づき必要に応じた施設の建て替え、改修を推進します。また、より安全性の高い公共施設や民間施設の活用について検討します。
- 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害リスクのある区域内にある防災拠点、避難場所や避難路については、より安全な場所への移転や擁壁等の整備により、避難者等の災害リスク軽減に取り組みます。

③オープンスペースの確保

- 市街地ゾーンや準市街地ゾーンにあって、身近なオープンスペースが不足する地域においては、子どもたちが遊べる空間や地域住民のコミュニティ形成の場、有事の際の防災空間としてオープンスペースの確保に努めます。

④災害時に対応した交通ネットワークの確立

- 災害時における緊急輸送道路の通行性を確保するため、沿道建築物の耐震化や道路占用物などの倒壊、道路埋設物の損壊などの防止策を講じます。
- 電柱の倒壊による道路閉塞を防止するため、特に歩行者の多い地域のほか、緊急輸送道路や避難場所を結ぶ幹線道路を中心に、無電柱化を検討します。
- 災害によって中心市街地などとの交通ネットワークが寸断される恐れがある区域では、隣接する自治体との市境を越えた連携や、ヘリなどの代替手段による対応を検討します。また、ドローンなどを活用した緊急物資などの輸送体制の構築に取り組みます。

⑤震災・都市火災対策の推進

- 市街地の密集住宅地においては、必要に応じた防火地域又は準防火地域の指定による建築物の不燃化、道路や公園等のパブリックスペースの確保など、防火対策の強化により、延焼拡大の抑制を図ります。
- 災害時や緊急時における緊急車両の進入が可能な道路環境を確保するため、市街地の無電柱化と狭あい道路の拡幅や隅切り、沿道建築物の耐震・不燃化などを促進します。

⑥水害対策の推進

- 広大な森林の保全や荒川水系に位置する4つのダム of 適切な運用などにより、洪水調節機能を維持します。
- 過去の土砂災害、洪水(外水氾濫)及び雨水出水(内水)による浸水被害等にあった箇所については、ハザードマップ等により共有することで、住民の防災意識の向上や防災活動の迅速化に取り組みます。
- 浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域など水害リスクの高い区域では、浸水想定区域図や水害リスク情報図などのハザードマップにより、その範囲を住民に周知することで、リスクを正しく伝えます。また、避難確保計画の策定など、迅速な区域外への避難を実現する警戒避難体制を強化します。
- 水害リスクの高い区域に立地する住宅や福祉施設などは、長期的な視点から地域拠点や居住誘導区域をはじめ、安全性の高い区域への移転を促します。
- 雨水出水(内水)による災害リスクを低減するため、一般家庭に対しては、雨水浸透ますの設置を推進し、雨水流出抑制対策を進めます。また、雨水排水施設や貯留施設の整備、宅地のかさ上げなど複合的な対策を検討します。
- ため池については、決壊による災害リスクを低減するため、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策や、施設の適切な維持、補強に向けた対策を管理者と連携・協力しながら進めます。



⑦土砂災害対策の推進

- 擁壁など土砂災害防止施設等の施設整備にあたっては、関係機関と連携しながら、避難所や災害時要配慮者利用施設等が含まれるなど整備効果が高い箇所から優先的に整備を検討することで、災害リスクの軽減を図ります。
- ハザードマップの公開等により、災害リスクを正しく伝えるとともに、避難体制を確立します。
- 土砂災害特別警戒区域や水害リスクの高い地域にまとまって存在する集落等については、がけ地整備事業補助金を活用した安全対策、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転促進事業を活用し、地域拠点や居住誘導区域への移転を検討します。

⑧土砂災害の防止

- 公共施設など多くの人を利用する施設については、土砂災害警戒区域等の災害リスクがある箇所への建設抑制に取り組みます。
- 現在土砂災害警戒区域などに指定されていない急ながけ地については、今後、同区域に指定される可能性があることを周知し、新たな災害リスクの発生を予防します。

⑨大規模盛土造成地の被害防止

- 大規模盛土造成地については、宅地の安全性を調査するとともに、必要に応じ、被害を未然に防止するための対策を検討します。

⑩雪害対策の推進

- 大雪による集落などの孤立を予防するため、道路ネットワークの確保に取り組みます。また、大雪に備えた水道や通信、電力供給など、生活インフラの整備・維持管理を進めます。
- 空き地・河川空間など、大雪時の雪置き場の確保に取り組みます。

9. 安心して暮らせるまちづくりの方針

(1) 基本方針

今後、更なる少子高齢化の進行が予想される中、子ども、子育て層、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、誰にとっても暮らしやすいまちの実現につながります。

さらに、市民一人ひとりの価値観を尊重し、多様性を受け入れることができる社会の形成と、その下地となるまちの形成は、「豊かなまち」に不可欠です。また、新型コロナウイルスなど、未知の感染症の脅威などへの備えや「新しい生活様式」に準拠したまちづくりも大きな課題となっています。

このため、「セーフコミュニティ」の考え方のもとでの交通の安全性向上や、防犯性の向上、医療・福祉の充実、住宅セーフティネットの確保、ユニバーサルデザインによる市街地の形成、感染症拡大の防止など、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

(2) まちづくり方針

①安全対策の推進

- 生活道路の危険箇所を把握し、カーブミラー、ガードレール、道路照明灯を設置するなど、道路の安全性を高めるための環境整備を進めます。特に歩道のない学校付近の通学路では、既存道路の幅員構成を見直すなど歩行空間の確保を検討します。
- 市街地の生活道路については、「ゾーン30」の導入により通過交通の侵入を抑制するなど、歩行者の安全性の向上について検討します。
- 公園などの整備・改良にあたっては、防犯上の観点から、透過性フェンスの設置や低木の植栽などによって見通しを確保するなど、死角の発生を抑えます。
- 防犯カメラや街灯の設置など、防犯に寄与する環境整備を促進します。
- セーフコミュニティ活動を通じて、地域の絆やコミュニティ活力の向上を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

②医療・福祉サービスの充実

- 秩父地域全体を見据えた広域的な観点から、近隣自治体と協力し、医療施設の適正な規模や配置を検討します。
- 中心市街地に近接し、ちちぶ版地域包括ケアシステムにおいても中心的役割を担う秩父市立病院については、適宜、必要な機能更新を行うとともに、道路・公共交通網の整備等を含め、地域住民が利用しやすい環境を整えます。
- 拠点への居住の集約化など、コンパクトシティ形成への取り組みを通じて、居宅介護支援事業をはじめとする介護・医療サービス提供の効率化を図ります。
- 少子化に伴う空き教室などは、子育て支援や防災機能の充実などの視点から、他目的での利活用に取り組みます。
- 5Gを活用した遠隔医療など、先端技術を活用した新たな取り組みを行います。



③公営住宅の確保

- 高齢者、障がい者、子育て世帯など、真に住宅に困窮する世帯に対応した住宅の供給と居住環境の提供を図ることにより、安定した居住が確保できる住宅を確保するとともに、医療・買い物・交通利便性の高い場所への集約を検討していきます。

④ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 各種施設の整備、改良にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮することで、誰もが安全に安心して利用できる空間を確保します。
- ダイバーシティ（多様性）を尊重し、国籍、性別、価値観、ライフスタイル、障害の有無などの多様性を受け入れ、誰もが地域の構成員の一員として分け隔てられることなく、活力に変えていける暮らしやすいまちづくりを進めます。

⑤復興事前準備への取り組みについて

- 災害に被災したあと、復興にあたってどのようなまちづくりを行うべきか検討し、より災害に強くコンパクトなまちづくりを行うための取り組みを進めます。

⑥感染症拡大の防止

- 国や県とも連携しながら、保健衛生や医療体制の充実などのほか、「新しい生活様式」に対応し、感染症の拡大の防止につながる環境の整備について検討します。